

会 議 録

会議の名称	市民参加推進会議（第33回）		
事務局	企画財政部企画政策課企画政策係		
開催日時	平成25年5月17日（金）午後6時00分～午後7時43分		
開催場所	前原暫定集会施設1階 A会議室		
出席者	委員長	坪郷 實 委員	
	副委員長	浅野 智彦 委員	
	委員	遠藤 圭司 委員	杉本 早苗 委員
		馬場 彬暢 委員	福井 高雄 委員
		五島 宏 委員	高橋 雅栄 委員
		山下 光太郎 委員	
欠席者	伊藤 茂男 委員 河野 律子 委員		
事務局	企画政策課長	水落 俊也	
	企画政策課長補佐	竹田 怜史	
	企画政策課主任	工藤 真矢	
	企画政策課副主査	津田 理恵	
傍聴の可否	Ⓐ 一部不可 不可		
傍聴者数	2人		
【会議次第】			会議録ページ
1 開会			
2 市民参加条例運用状況等について			
(1) 提言に対する市長の意見について			
(2) 公募委員の無作為抽出の方法			
(3) 自治基本条例			
(4) 第4期市民参加推進会議のまとめ			
(5) その他			
3 閉会			
【会議結果】			
1 開会			
2 市民参加条例運用状況等について			
(1) 提言に対する市長の意見について			P.2～P.4
○事務局より市長の意見の概要説明を行った。			
【主な意見】			
・市長の回答で「研究してまいります」という文言があるが、			P.4
来期以降本当に研究するように確約してほしい。			
・実行性が高い方法として、例えば、退職した公立保育園の			P.5
先生方が23年度以降多数いる。その方たちに話を聞くと			
「培ってきたスキルを無駄にしたくないので、ちょっとし			

<p>たボランティアならば参加したい」という声があった。また、手話を学んでいる人は市民の中に大勢いる。せっかくのスキルをどこかで活用したい、生かしたいと考えている市民の人もいる。そういう人に呼び掛けて、予め登録しておいて必要となったときにお願いするなど、お金のかからない知恵と工夫の方法を見出していきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時間と予算をかけて議論してきたので、いつまでにとという視点を大事にしてほしい。スピーディーに、成果を出す方向でやってほしい。 	<p>P.6</p>
<p>⇒提言は、具体的に実施できるようなレベルまで固めて提案をしているので、あとは実施していくプロセスに入っていく段階である。今後は、どの時点でどの部分がどう実現したかという進捗状況を不断にモニターしていくことが必要である。早い段階で実現してほしい。</p>	<p>P.7～P.8</p>
<p>(2) 公募委員の無作為抽出の方法</p> <p>○事務局より、第5期推進会議の公募委員のうち2人を無作為抽出で選出することについて説明した。</p> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無作為抽出した市民60人に『市民参加推進会議の公募委員の募集』の通知を送付する。 ・承諾の返信があった方の中から、抽選で2人を選出する。（作為を入れることはせずに平等な取扱いで選考するため。） ・無作為抽出にあたって、年齢と男女の比率に配慮するという観点から、先に行っている公募委員3人の構成が決まってから、年齢や性別のウェートをかけて抽出することとしたい。 	<p>P.8～P.9</p>
<p>【意見まとめ】</p> <p>⇒今回は、推進会議の審議会全体の構成として、できるだけ、男女比、年齢別の構成がある程度ばらつきがあるように、各年代、性別のバランスがとれるような方法（ウェートのかけ方）で行う。</p>	<p>P.9～P.10</p>
<p>(3) 自治基本条例（資料4）</p> <p>○坪郷委員長より説明。</p> <p>4期で議題にあがっていたが、具体的に議論する時間がなかったため、東京都内でどういう自治体が自治基本条例を策定しているのか資料を配付する形で取り上げた。また、東京都ではないが比較的基本的な枠組みが明確な「多治見市市政基本条例」も参考資料として配付した。</p>	<p>P.10</p>

<p>(4) 第4期市民参加推進会議のまとめ ○第4期推進会議のまとめということで、引継事項等も含めて議論を行い、3点が申し送り事項として決定した。</p>	<p>P.12 ~ P.13</p>
<p>【申し送り事項】 ①第4期推進会議の提言の進捗状況について不断の点検を行う。 ②自治基本条例に関してさらに議論する。 ③参加型職員研修について</p>	
<p>【主な意見】 ・ 枠組みを整備することも大事だが、現場で協働なり、参加なりを進めていくための「参加型職員研修」を次期の検討課題にしてほしい。</p>	<p>P.14</p>
<p>・ 市民も職員もお互いに合意形成の方法について未熟な部分、訓練が足りない部分がある。参加型職員研修の中に、合意形成をとる方法をお互いに共有できるようなワークショップ等をやってはどうか。</p>	<p>P.14</p>
<p>・ 合意形成というのは、平たく言うと、どれだけ譲れるかということ。10人いてみんながみんな言いたいことを全部言っていたらまとまらない。自立と自律の両方の充実が必要だろう。研修を通じてそういった感覚を養っていくことが課題である。</p>	<p>P.15</p>
<p>・ 行政はできないからおしまい。市民もやってくれないから責めておしまい。ではなく、前に進めるにはどうしたらいいのかお互いに考えようと思えば、何かが新しく生まれる。前向きな話になっていくと思う。できるようにするためにはどうしたらいいのかを考えるのが参加型職員研修では大事ではないか。</p>	<p>P.15</p>
<p>・ 問題点を解決できるような方向での参加型職員研修でないと意味がない。</p>	<p>P.17</p>
<p>(5) その他（市民参加推進会議の委員構成について） ・ 市民参加条例第28条に、推進会議の委員構成について市の職員が2人以内と規定されており、同施行規則第23条で、企画財政部長、総務部長が委員としてでることとなっている。この市の職員について、今後とも、この2人の部長職でやっていくのか、あるいは、より現場に近い職員、その期のテーマに沿った職員を選出するのか、委員から意見を求めた。</p>	<p>P.11</p>
<p>【主な意見】 ・ 役職にとらわれなくて、できれば現場に近い職員、できる限り出席が可能な職員がいいと思う。審議会の中でも行政の職員と市民が同じ席で議論できる貴重な場であるから、なるべく毎回出られる方が望ましい。出られなくても、他の職員が同席するような環境を整えることが望ましい。</p>	<p>P.11</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・極力市内在住の方がより深く討議できるのでないか。 ・在住していなくても、小金井市に愛着がある、小金井市のことを一生懸命考えているなどそういうことの方が大切かと思う。 <p>⇒上記の意見を踏まえて、新しい展開をやっていただきたい。</p> <p>【その他】 各委員からの感想</p> <p>4 閉会</p>	<p>P.12</p> <p>P.12</p> <p>P.19~P.22</p> <p>P.22</p>
<p>【提出資料】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 若者の市民参加をめぐる動向（浅野副委員長作成） 2 「参加型職員研修」について 3 第4期市民参加推進会議資料集 4 自治基本条例制定自治体（東京都内） <p>参考 多治見市市政基本条例</p> <p>参考 市民参加推進会議委員を募集します！（第5期公募委員応募用紙）</p>	

第33回小金井市市民参加推進会議

日 時 平成25年5月17日（金）午後6時00分～午後7時43分

場 所 前原暫定集会施設1階 A会議室

出席委員 9人

委員長 坪 郷 實 委員

副委員長 浅 野 智 彦 委員

委 員 遠 藤 圭 司 委員 杉 本 早 苗 委員

馬 場 彬 暢 委員 福 井 高 雄 委員

五 島 宏 委員 高 橋 雅 栄 委員

山 下 光太郎 委員

欠席委員 伊 藤 茂 男 委員 河 野 律 子 委員

事務局職員

企画政策課長 水 落 俊 也

企画政策課長補佐 竹 田 怜 史

企画政策課主任 工 藤 真 矢

企画政策課副主査 津 田 理 恵

傍 聴 者 2人

（午後6時00分開会）

◎坪郷委員長 皆さん、こんばんは。第33回市民参加推進会議を始めます。

会議に先立ちまして、委員と事務局の交代がありますので、まず事務局のほうから説明を願います。

◎事務局 本日は、お忙しいところをご出席いただきまして、ありがとうございます。

市では、省エネルギー対策をより効果的に推進するため、市職員のノー上着・ノーネクタイ運動を実施してございます。そのため、ノー上着・ノーネクタイでの執務となりますので、その点、ご理解をお願いできればと思います。

では、事務局よりご報告をさせていただきます。

白井委員につきましては、平成25年3月4日付で辞職願が出されております。本来は公募委員を追加募集するということになりますが、市民参加条例第29条第2項に「補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする」となっておりまして、今期は残りが本日の1回のみでございまして、追加募集は行わず、欠員のまま開催することといたしました。

続きまして、職員の人事異動について報告いたします。

本推進会議の市職員でありました企画財政部長の天野でございますが、4月1日付で学校教

育部長に異動し、伊藤茂男企画財政部長が新たに委員となっております。本日は公務のため欠席となっておりますので、ご了承ください。

そして、最後になりますが、4月1日付で企画政策課長になりました水落でございます。今後ともよろしくお願いたします。

以上です。

◎坪郷委員長 どうもありがとうございました。

それでは、第33回市民参加推進会議を始めますが、本日は、今ご紹介ありました企画財政部長の伊藤委員は欠席です。河野委員も30分ほど遅れるということです。山下委員も1時間ほど遅れるということです。事前に遠藤委員から30分ほど早く帰るとお伺いしております。

定足数につきましては、市民参加条例施行規則第24条で半数をもって成立ということになっています。現在委員は11名ですので、11名のうちの8名出席をしておりますので、本推進会議は成立をしております。

それでは、配付資料について、事務局のほうで確認をしていただきたいと思います。

◎事務局 資料の確認をさせていただきます。

事前に送付いたしましたものが、資料1「若者の市民参加をめぐる動向」、こちらは浅野副委員長に作成していただいたものです。資料2「参加型職員研修」、資料3「第4期市民参加推進会議資料集」、エクセル表になっているものです。資料4「自治基本条例制定自治体」、参考資料といたしまして「多治見市市政基本条例」の5点を事前配付しております。また、本日机上に配付いたしましたものが、市民参加推進会議の第5期の委員募集の資料の一式です。送付漏れ等ございませんでしょうか。また、当市民参加推進会議において導入いたしました意見提案シートですが、今回は提出がございませんでした。

以上です。委員長、よろしくお願いたします。

◎坪郷委員長 それでは、会議を進めたいと思います。

まずは、本日の次第に従いまして、市民参加条例運用状況等についてですが、(1)市民参加推進会議で提言を行いまして、それに対する市長の意見が出されております。これについて、まず議題としたいと思います。

最初に、事務局のほうから、市長意見について説明をお願いします。

◎事務局 平成25年2月28日付、本推進会議から提言をいただきました「「附属機関等への市民参加」を推進するための具体的な方策等」に対し、市民参加条例第27条第2項の規定に基づいて、平成25年3月29日付、市長の意見を公表いたしました。4月11日に委員の方々にはお送りしておりますが、本日、それに従って簡単にご説明を差し上げたいと思っているのですが、皆さん、資料は本日お持ちですか。

それでは、1番から順番に説明をしたいと思います。

まず、(1)審議会傍聴環境の整備に関してです。

こちらにつきましては、平成24年4月から市民参加推進会議でも導入している意見・提案

シートを全審議会へ普及するということですが、この件に関しましては、まず導入に当たっての懸念事項等のアンケート調査を各審議会に行って、その意見を考慮した上で規定等の整備を図ってまいりたいと考えております。

それと、この件に関しては、以前もこの推進会議で報告させていただきましたが、陳情が提出されていたため、市議会でも一定の議論がありました。その中でも、附属機関の自主性・独立性を尊重して、ヒアリングを行うなど慎重に審議するべきという意見がありましたので、その点も考慮した上で、まずはアンケート調査をして、その上で規定を整備していくという方向で考えております。

続いて、意見・提案シートの導入状況についてですが、今回の第5期の推進会議において意見・提案シートを導入した審議会はこの一覧ですということで、調査をして報告をさせていただきたいと考えております。

また、3点目の傍聴者にも同様の会議資料配付に努めるというところですが、審議状況等の共有化を図るため、規定を整備するなどして全庁に周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、(2) 公募委員の募集についてです。

こちらについては、まず第5期の推進会議の公募委員において試行しまして、その実績を踏まえて公募方法の選択肢について検討してまいりたいと思います。具体的には、今、ちょうど第5期の推進会議の委員を募集しているところなんですけど、市民枠5人のうち3人を今までどおりの論文の公募として、残りの2人について無作為抽出の選出を考えております。こちらについては、現行の市民公募方式と併用というところも議論の中でありましたので、今回、3人と2人という形で併用してやってみようと思っております。無作為抽出の方法につきましては後ほど説明をしますので、皆様のご意見等も伺えればと思っております。

次に、(3) 公募委員の選考基準と選考についてです。

こちらについては、公募委員の選考結果、応募者の方の順位や得点を何らかの形で通知するという提言でございます。本日お配りしました資料で、市民参加推進会議の第5期の委員募集の資料一式をご覧いただきたいのですが、こちらの2枚目に応募用紙が載っているんですけども、この応募用紙の裏面をご覧ください。

一番下のところに※で「選考結果について、合否の結果とともに、得点と順位の通知を希望する場合は下記()内に○を記入してください。結果通知の際にお知らせいたします」という形で載せました。○がついている方には合否通知の際に得点と順位をあわせてお知らせするようにしております。こちらについても、今回の実績を踏まえて、ニーズに沿った形で通知方法を検討してまいりたいと思います。

続いて、(4) の子育て中の世代の参加についてです。

こちらについては、保育士を広範に設置できるようにするために、予算措置や派遣する仕組みの工夫という点が提言の具体的内容でしたが、財政的な観点も検討した上で、より実効性が高い方法を、第5期市民参加推進会議の議論などを参考にして、引き続き研究してまいりたい

と考えております。

続いて、（５）の障がいのある方の参加のための環境整備についてです。

現在も、審議会の開催に当たってはバリアフリー化の配慮された場所で行う等、一定配慮した形で開催しているところだと思いますが、今後もこれは引き続き庁内周知等を図ってまいります。また、手話通訳者等の配置についても、保育士の配置と同様、仕組みの研究を行っていきたいと考えております。

以上、市長の意見の概要について説明です。

◎坪郷委員長 ありがとうございます。

皆さんにお送りしたように、我々の提言に基づいて、それについてどのように今後実施をしていくのか、どうするのかということについての市長の意見ということで公表されているわけです。ですから、我々の提言と市長の意見とは一体として見ていくということが必要であろうと思っております。

今、簡単に説明いただきましたけれども、今の時点で皆さんのほうからご意見があれば発言をしていただければと思います。

◎高橋委員 私は、（４）番と（５）番の子育て中の世代の参加と障がいのある方の参加について述べさせていただいてきたんですけれども、この市長の回答を見たときに、「研究してまいります」という文言は、本当に研究してくれるんだったらいいんですが、大概は、この「研究してまいります」というお答えの場合は、やらないよということとイコールだと私としては認識していますので、その辺が、では来期以降、本当に具体的にちゃんと研究されるのかというのを確約してほしいと思います。

市民参加といったときの市民から、こういう方たちが漏れていくのが一番よろしくないと思いますので、だれでも参加できるから初めて市民参加なのであって、一番個別の工夫が必要だったり、一番考えていかなければいけないところが、「研究してまいります」という一番軽いお答えで終わらされていて、そのまま捨ておかれるのかなと、この回答を見ると不安な気分になるし、ここまで時間と労力を注いできて、この答えかみたいな気分させられるので、本当に研究をちゃんとしてほしいと思います。

私としては、子育て中の方たちがこういう委員会とかそういったものに参加したいということになったときには、全部の委員会に全部が全部用意して待機して待っていてくれとは言っていないわけですね。そういう方たちが参加されるときには当然必要なことと受けとめて、工夫をしてくださいということなんですから、「研究してまいります」なんて冷たい言葉ではなくて、一番実行から遠いところにあるお答えではなくて、工夫をして実行できるように何らかの仕組みを作ることが望ましいと考えますとか、せめてそのぐらいの答えをしてほしかったなと。私はこれを見て、きょうは来たくないなとすごく思ってしまって、残念という感じでした。では、何をもって市民参加というのかのそもそも論からまた始めるのかと、そういう気分になりました。

私たち委員がこれだけ長年かけて第1次、第2次とずっと積み重ねて、市民が参加するための仕組みづくりのためにどうしたらいいんだろうと、いい大人が夜な夜な話し合っているわけじゃないですか。だから、このお答えはちょっと、私としては何か……。本当に研究してくれるのだったらいいけれども、大体、答弁で使う「研究します」はやりませんので、こうやって捨ておかれていくんだなという印象を持ちました。だから、本当の意味でちゃんと、市民が受け取る「研究します」という言葉どおりに研究していただきたいと思います。

実効性が高い方法を研究しますということなので、退職された公立の保育園の先生方が23年度以降たくさんいらっしゃるんです。私、まち中でお会いすることもよくあるんです。そうすると、毎日毎日保育だったら大変だから、お仕事をしたくないけれども、ちょっとしたボランティアだったり、講座とか講演会とか、そういうときの保育のボランティアぐらいだったら、せっかくならずと培ってきたスキルを無駄にしたくないので、自分たちも何かボランティアみたいな形で参加できるようなことがあったらいいのにねということをおっしゃるんです。そう思ってくださいっている方もたくさんいるので、バンキングをして名前登録をしておいていただいて、こういう方が今回委員会にいらっしゃるの、この日とこの日とこの日に保育をやっていただけですかみたいなマッチングをすればいいだけなんだから、財政難だからどうのこうのとか、そういう理由を挙げて、やらない方向に持っていくほどのことではない。ちょっと工夫をすればできることだと私は考えています。

そういう意味で実効性のある、保育の仕組みであったり、手話の仕組みであったり、手話だって学んでいる人は市民の中にたくさんいるわけです。せっかくなつけたスキルをどこかで活用したい、生かしたいと考えていらっしゃる市民の方はたくさんいると思うんです。だから、そういう方たちに呼びかけて、実はこういう委員会とか何なりが必要とされている方がいるので、その期間お願いしますと、バンキングした人たちに呼びかけたら、喜んでやってくさると思うんです。ただそれだけのことなのに、何でそんなに財政難だからできないみたいなことを言われなければいけないのかと思って、本当に残念で仕方ありません。

このお答えには私は満足できないので、もし第5期で引き続きお話し合いいただけるのであれば、この項目は必ず取り上げていただいて、本当にすぐ実行できる、お金のかからない知恵と工夫の方法を見出していただいて、それこそ市民の力を借りてやっていけばいいんですよ。そんなふうにしていただきたいと思います。

◎坪郷委員長 ありがとうございます。

高橋委員から、具体的な対処方法も含めてもっと踏み込んだ形で、やり方もあるので、ぜひ実現する方向でなければ提言の意味がないという厳しい発言をいただきましたけれども、今のことも含めて、関連して皆さんのほうから。

◎遠藤委員 私も全く同感で、補足させていただきたいんですけども、これを見たときに「努める」と「検討する」と「研究する」というのが羅列されてあって、本当に役所のやる気を疑うんです。

よくよく考えていただきたいのは、2年もかけて、ワーキングも含めて10回余りも議論を重ねてきた中で、まだ検討して5期の議論を踏まえて結論を出すというのであれば、いつまでにこういうことが具体化していくんだらうかというのがあるんです。私たちは、いかに市民参加を具体化させるかということに着眼して議論してきたわけで、皆さんの時間と予算、市の人件費もかけて貴重な税金で運営されて、時間をかけて議論してきたので、いつまでにという視点を大事にしてほしいわけです。でなければ、結局、かけてきたコストに見合っただけの成果も得られないで、いつまでたっても研究するというのを延々と続けていくのでは、そもそも何のためにこの会議をやっているのかと。私たちの時間を割いて、皆さんの貴重なご意見をいただきながら今回提言してきたわけですから、もっとスピーディーにというか、これが役所の常識なのかと私も市民の一人として非常に残念なんですけれども、やはりスピーディーに、いつまでにという視点を大事にしてやってほしいと思います。工夫の余地がまだまだありますし、やろうと思えば、別に研究するという表現でなくても幾らでもやり方はあるわけで、そこは私たちがいろいろ意見してきた中で、もっと前に進めていくことに重きを置いてやってほしいと思います。

先ほど委員長から、提言と市長の意見をセットでという話がありましたけれども、手続き民主主義の一環でガス抜き、プロセスで私たちはこの会議をやっているわけではないわけで、少しでも市民参加をどうやって進め、実現していくかというところで皆さんは問題意識を持ってやっているわけなので、何とか成果を出す方向でやってほしいと強く思います。

以上です。

◎坪郷委員長 ありがとうございます。ほかの委員の方、いかがでしょうか。

◎杉本委員 ほかのことでよろしいですか。(4)と(5)だけですか。

◎坪郷委員長 資料の全体について聞いています。

◎杉本委員 私もがっかりしたところがあって、(1)がそうなんです、「市長の附属機関等の「意見・提案シート」の導入については」云々かんぬんのところです。まず、アンケートを行った上で整理を進めるというお話をされましたけれども、まだアンケートをとるのかという思いがあります。私が気になるのは、アンケートをとるというのは、これを進めるためのアンケートですよ。アンケートの内容がどういうものであるかによって、私たちは「意見・提案シート」を進めるという方向で提言しているわけですから、アンケートの内容も、やるのかやらないかというようなアンケートをわざわざとるために、またここで1段階整理のための作業が始まるというのは、随分ゆっくりしているなと思っています。むしろ職員の方なり関係担当者の方が、こういう話し合いが2年間行われたと。「意見・提案シート」は本当に当たり前のように私は思っているので、そのことをどんどん進める形でいかななものかという形の、アンケート調査ではなく、提案を私たちにかわってやっていただきたいと思っていたものですから、そういう意味では、まずはアンケートをとった上で、もしやらないとなったらやらないことになるのかという話になるので、ぜひ進める形でのアンケートの内容と、進める形での説明

をしっかりと附属機関等にさせていただきたいと思います。

③は、入れていただいたことを非常に私は喜んでおります。というのは、私が審議会に入ったときに、最初に資料を配られるんですけども、これは外に出していただくものではないということで、後で回収されることがすごく多かったんです。「資料の配付に努める」という文言をもっと深く解釈すると、これは配付なので、必ず傍聴者には資料をお渡しするという内容と私は解釈しておりますので、そこのところは確認させていただきたい。後で回収するということの配付というのであれば、前と同じですから。

◎坪郷委員長 ありがとうございます。ほかの委員の方はいかがでしょうか。

◎福井委員 (2)の公募委員の募集ということで、この提言としては、我々は4期なんですけれども、第2期の提言の中で同じような、附属機関の公募委員の応募者を増加させる方策として公募委員の募集ということが検討されて、結果、検討課題になったということで、再度4期で再提案したわけです。先ほど事務局の説明では、5期の状況を見て云々ということ言われて、市民枠5名のうち2名を無作為抽出ということなんですけれども、この提言自体を踏まえて、半歩からさらに1歩前進させるためには、ほかの公募も全てそれにつながると思うんですが、5期の継続提言課題という格好で進めないと、また第2期の検討課題で終わってしまう懸念もあるということで、継続課題を含めて継続審議という内容でお願いしたい。

あと、先ほど事務局で言われたのは、ほぼ全部第5期に再度報告なり検討するところにつながる話になりますから、そうすると、先ほど高橋委員が言われたように、研究というところを第5期の継続議題に付すのは、また次の委員にゆだねるのか、委員長継続で提言するのか、そういう仕組みは、我々としてはもう少し、2年でおさまらないものは継続審議、課題というか、議題にさせていただきたいと思っています。

◎坪郷委員長 ありがとうございます。

私としては、皆様のご意見にもありましたように、先ほどちょっと言いましたけれども、我々の提言は、具体的に実施できるようなレベルまで、ある程度固めて提案をしたと私は理解しております。ですから、あとは、これを具体的に実施していくプロセスに入っていく、その段階まで議論はもうまとめています。高橋委員が言われたように、もっと踏み込んだやり方もあるというご意見もありますので、そこはさらに意見があれば出すということはあると思うんですけども、我々の提言はこれで完了していますので、あとは、これがいつの時点でどの部分がどう実現したかという進捗状況を不断にモニターをしていく、そういう段階にもう入るんだろうと思うんです。

皆様のご意見の中では、市長の表現自体はもっと踏み込んだ表現であらわしてほしかったというご意見もあったと思いますので、それはここでは議事録の記録として残ると思います。

ですから、例えば第5期への引き継ぎ事項として、まず第4期の提言の進捗状況について、取り組みがどうなっているか不断にモニタリングしてもらうことを引き継ぎ事項として上げて、次期にやっていただく、少なくともそういうことをやる必要があるだろうと思います。

◎高橋委員 だとしたら、お金がないからということを経由に挙げるのをやめてほしいと思います。お金がないなら、お金がない中でどう工夫するかというのが、こういう会議を開く意味なのであって、散々会議して話し合った後に、お金がないからと言われたら、はい、おしまいでしょう。だから、その言葉を言うのは小金井市内では禁止ぐらいにさせていただいて、その上で、みんなの知恵と汗と努力というのをしましょうよというふうにしなかったら、この審議会をやっている意味がないと思うので、そこのところをお願いしますという感じです。本当に、「いつ実施するの、今でしょ」という感じです。

◎遠藤委員 何でもそうだけれども、期限を切らないで……。

◎高橋委員 そう。ずっと延々話し続けている。

◎遠藤委員 プロジェクトでもそうですけれども、期限を切らないで延々これを行っているということは、普通、民間ではあり得ない話で、いつまでやるんだというところで、また2年後の5期、6期と引き継いでいくとしたら、いつの時点で検証するかということも大事だと思うんですね。検証していき続けるわけがない話で、やはり期限を区切るという視点も大事にしてもらいたいと思います。

◎高橋委員 「今でしょ」というのをちゃんと議事録に載せていただきたいと思います。

◎遠藤委員 2年もかけているわけですからね。

◎高橋委員 信じられないですよ。

◎坪郷委員長 いかがでしょう。ほかの委員の方はよろしいですか。

我々市民参加で提言した以上はそれを実現するということがあって、これは前へ進みますし、市民参加というのは続いていくと思うので、ぜひ早い段階で実現されることをしていただきたいと思います。1については、よろしいでしょうか。

2ですが、公募委員の無作為抽出については、ちょうど市民参加推進会議の次期の選考の時期に当たっておりますので、ここでまず実施をするということで手始めにしたいというのが今の提案の中にありましたので、それに関して、どのような形でやるのかということについても皆さんにご意見をお伺いしたいということで、2の公募委員の無作為抽出の方法を挙げております。これについて事務局に説明をしていただいて、実施に当たってはこのようにする予定であるという実施方法を聞いた上で、皆さんから意見をぜひいただきたいと思います。

それでは、2のところでも事務局からお願いします。

◎事務局 第5期の市民参加推進会議については、5月1日から6月3日まで3人の方を募集しております。残りの2名の方について無作為抽出をということで先ほどご説明をさせていただきました。

その無作為抽出の方法についてですけれども、今考えていますのは、まず無作為抽出で抽出する市民は60人。市民参加推進会議の公募委員になりませんかという形で通知を送りまして、承諾の返信があった方の中から、例えばその方が10人いらっしゃいましたら、その10人の中から抽選で2名を選出するという形のものを考えております。その無作為抽出の方法ですけ

れども、年齢と男女の比率に審議会の比率は配慮するという観点から、まず従来の公募の3人の方が決まった後、委員の構成がわかりますので、年齢や性別等のウエートをかけて無作為抽出をするということを考えております。

その実際のウエートのかけ方についてですけれども、提言にもあるとおり、若者の市民参加を推進するという観点から、例えば20代、30代に絞ったグループの中から、まず30名。残りの30名につきましては、小金井市の人口構成に合わせた割合で30人を無作為抽出する。こちらはコンピューターで自動的に無作為抽出ができるんですけれども、合わせて60人をシステムで抽出するということを検討しております。

また、男女比についてですけれども、市民参加条例第9条で「男女それぞれに偏りがないように配慮する」と規定されておりますので、従来の市民公募で選出された3人の方に性別の偏りがある場合、例えば男性3人が選出されたような場合には、残りの無作為抽出の60人は、ちょっと極端かもしれないですけれども、例えば60人全員女性で抽出するなど、そういった形での性別のウエートもかけるということも考えておりますが、そういったウエートのかけ方についてご意見をお伺いしたいと思います。

◎坪郷委員長 今、説明いただきましたけれども、内容についての質問、あるいはこういうふうにしてはどうだろうかというご意見も含めてご発言いただければと思います。

◎杉本委員 例えば、三鷹の無作為抽出で1回1,000人かけて、そのうち第1回目が111人の男女比6対4という結果が出ています。この比率でいくと、60人に通知した場合、若い人たちにはなかなかイエスという返事がもらいにくいということも含めて、三鷹に合わせて言えば大体五、六人ぐらいと。その人たちがオーケー、登録しますとおっしゃると思うんですけれども、その中で今回2人ですよね。そうすると、その中から2人をどう抽出されるのか。男女比もそうですけれども、そこで作為を入れるのか、あるいは原稿を書いていたかどうか、その中でどう選ばれるのでしょうか。

◎坪郷委員長 事務局はどうですか。

◎事務局 最後の選出の方法ですけれども、今、市民参加条例の施行規則の中で、公募委員については、論文と面接選考、書類審査、抽選の4つの方法から選ぶものとするという形になっております。そして、その中から抽選という形で今回は選定をさせていただきたいと思っています。

◎事務局 作為を入れるというと、また難しい話になりますので、抽出をする無作為の対象者を先に決めておいて、そこで抽出されたものは作為を入れることはせずに平等な取り扱いという形で選考したいと考えています。

◎杉本委員 そのことに対しては私も賛成です。ありがとうございます。

◎坪郷委員長 あとはいかがでしょうか。

タイミングとしては、今、公募委員の募集をしておりますので、それが決まった段階で、ウエートもかけた上で、さらに無作為抽出の形で委員を選出する、そういう時間的なタイミング

でやる方式ということになるのでしょうか。委員会全体の構成としても、できるだけ男女比、それから年齢別の構成がある程度ばらつきがあるように、各年代、性別のバランスがとれるような方法としてはやりたいということですね。

では、よろしいでしょうか。そういう形で、まず市民参加推進会議の公募委員について無作為抽出をやっていただいて、それをさらにほかの公募委員についても広げていくということをご希望の場合は、ぜひ積極的にやっていただければと思います。

それでは、次は3の自治基本条例に関連してです。

これについては、3期からの引き継ぎ事項で自治基本条例あるいは自治体基本条例ないしは市政基本条例、いろいろな名称がありますけれども、現在、自治体の憲法という形でこういう基本条例が各自治体で作られていまして、その中に基本的な柱、軸として市民参加を位置づけるという部分があるかと思いますが、これについての議論を進めていただく課題がありました。

4期では十分な議論をする時間はありませんでしたので、最後は、まずは東京都内でどういう自治体が自治基本条例を作成しているのか等も含めて、きょうは若干資料を配付するという形で取り上げて、今後の議論の材料にでもなればということにしたいと思います。

資料4で、自治基本条例制定自治体例は、東京都内では市部で6自治体、それから区部で7区やっております。東京都ではありませんけれども、多治見市市政基本条例という、市政への市民参加ということで比較的基本的な枠組みが明確なものがありましたので、これを参考の資料としてつけております。都内の各市部・区部はそれぞれホームページからダウンロードができるようになっているかと思いますが、それについても、皆さんのほうで関心があればぜひ見ていただいて、検討いただければと思います。

きょうのところは、こういう資料を出すという形で基本的にはとどめておきたいと思いますが、関連して、皆様方、何かあればご発言いただいても結構です。

◎杉本委員 第5期市民参加推進会議は、メンバーもチェンジして、また来月から新しく始まるわけですね。

◎坪郷委員長 第5期は、来月は間に合わないと思います。

◎杉本委員 多分私たちの前の第3期の委員会からの懸案事項として、そのとき、ここで自治基本条例について討議の内容に加えるかどうかという話も一番最初にたしか出たかと思いますが、私も意見の中に、とりあえず自治基本条例について、本当に小金井市に必要な条例なのかどうかということについては積極的な議論にしてもいいのではないかと考えていたので、委員長からこれを資料にして取り上げるということで果たしていいのかどうか。

前回、引き継ぎ事項として私たちは聞いていたので、同じような形で次の第5期にこれを取り上げるかどうか引き継ぎ事項としてきちんと議題に上げていただくのはどうか、私はそういうことを提案したいと思いますが、いかがでしょうか。

◎坪郷委員長 後で次期への引き継ぎ事項のご意見をいただいて、まとめたいと思いますので、では、そのときに上げたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、3の自治基本条例に関連しては、ほかにはよろしいでしょうか。それでは、これについては、杉本委員からのご提案もありましたので、後で引き継ぎ事項のところでもう一度取り上げたいと思います。

それでは、次が第4期市民参加推進会議のまとめと引き継ぎ事項ということになるんですが、その前に1点、皆さんにご意見をお伺いしたい点があります。

これは、事務局から、この間若干、会議の準備の過程であった論点ですけれども、本推進会議の委員構成については、市民参加条例第28条で市民は5人以内、市民団体代表が3人以内、学識経験者2人以内、それから市に勤務する職員2人以内と規定されています。この一番最後の市に勤務する職員2人以内という職員の委員についてですけれども、現在、市に勤務する職員については、施行規則第23条に企画財政部長、総務部長が委員として出るという形になっております。施行規則というのは市の内部ルールですので、市が作っているルールですけれども、市の職員について、現在の企画財政部長、総務部長というメンバーで今後ともいくのか、あるいはより現場に近い職員あるいは、例えば次期の第5期ですと、第5期はこういうテーマを取り上げたいという課題があつて、それに関連した担当の職員を選ぶというやり方もあるのではないかと。ちょうど改選の時期でもありますので、従来は企画財政部長、総務部長という形でやっていたんですけれども、現場に近い職員あるいはその期のテーマに沿った職員を選出するというような方法をとることも検討になっているようですが、皆さんはそれについてどういふご意見か、何かご意見があればお伺いしたいという点です。いかがでしょうか。これは、今、施行規則で市のルールでありますので、これを変える形で、より柔軟な形にするのか。どういうレベルかわかりませんが、施行規則を変えてやるという形にはなると思うんですけれども。

◎遠藤委員 私は、役職にとらわれないで、できれば現場に近い職員の方ですとか、あとはできる限り出席が可能な方がいいと思うんです。お忙しいお立場、いろいろ事情等はわかるんですが、この審議会というのは市民協働の一つの窓口で、数ある審議会の中でも行政の職員と市民が同じ席で議論できる貴重な場ですから、なるべく毎回出られる方が望ましいということと、出られなくても引き継ぎなりして、現場の最前線に立たれている職員の方が市民とこういう場で直接議論することが大事だと思うので、役職等で今は縛りがあるんだと思うんですけれども、できる限り柔軟に毎回、できる限り同じ人が出れば望ましいんですが、出られなくても現場の職員の方が必ず同席していただけるような環境を整えることが望ましいのではないかと思います。

◎坪郷委員長 ありがとうございます。ほかの委員の方はいかがでしょうか。

◎福井委員 市民協働ということでいろいろイベントをやる場合、その対象を市内在住とか在勤とか在学とか言葉があるんですけれども、市の職員の方も小金井市に住まないで他市等から通勤されて勤務されている方も何十%、ある程度のパーセンテージの方が該当して2年担当していただくよりも、極力市内在住の方が対象の職員も、遠藤委員が言われたところプラスそう

いう対象であれば、もう少し小金井市ということは、もちろん小金井市の職員ですから、在住にとらわれずに調査していただいていると思うんですけども、極力在住の方のほうが、より深く討議できるのではないかと思いますから、その辺を加味していただきたいと思います。

◎坪郷委員長 ありがとうございます。

◎高橋委員 私は、在住にこだわるのは、もしかしたらどうかなと。

というのは、在住されていなくても、小金井市に愛着があったり、小金井市のことを一生懸命考えてくれている人はたくさんいて、そういう方が大事なかなと思うので、住んでいるか住んでいないかではなくて、例えば市の中のことをよく知っているとか、市に愛着があるとか、小金井市のことを一生懸命考えているとか、そういうことのほうが大切かなと思うので、在住というものの根拠というか、それはどうでしょう。

◎福井委員 緊急避難的な内容に近いのかもわからないですけども、防災とか緊急避難とか、そういう場合は日曜日の夜中に、神奈川県、川崎市からその対象の審議会の委員になっていた場合は、我々のところはそういう動きはないと思うんですけども、当然3分、5分ですぐ駆けつける対象の人も考えられるのではないかなというような発想をもとに、在住という言葉をつまみ使っていて、もう少し小回りがきくのと、よりフットワークがきくのではないかなという発想から、そういうイメージをしました。

◎高橋委員 だとしたら、こういう委員会とか審議会に関しては日にちが決まっていますし、それこそ災害が起きたとかそういうときには、逆に審議会とかを開いている場合ではないみたいになってしまうので、住んでいるということよりは、遠藤さんがおっしゃったように休まず審議に出られるとか、そういうことのほうが条件としては大切なのかと私は思うんです。

◎坪郷委員長 ありがとうございます。その点はよろしいでしょうか。幾つか皆さんからご意見をいただきましたので、その辺も踏まえて、ぜひもう少し新しい展開をやっていただきたいと思います。

次は、第4期市民参加推進会議のまとめということで、先ほど上げましたように引き継ぎ事項等も含めて議論をしておきたいと思います。

第4期の推進会議のまとめについては、皆さんに資料としてお送りをしていますように、まずは提言というのが今期の議論のまとめの形になっていると思います。先ほども皆さんからご発言いただきましたけれども、この提言をできるだけ速やかに実施するというのを委員会としては強く考えているということですので、第5期については、まずは不断にその進捗状況をチェックしていただくということを引き継ぎ事項の一つとして上げたいと思います。

それと、具体的には提言はできませんでしたが、かなりいろいろな議論をしたということで、幾つかの資料をまとめました。これは資料1、資料2という形で、資料1は「若者の市民参加をめぐる動向」ということで、これは浅野さんをはじめとして、いろいろ問題提起をさせていただいて議論した点をまとめたものです。これを今後さらに生かせるようにということで資料としてまとめるということです。

それから、資料2については、参加型職員研修ということについて論点整理を議事録などからしたものを作っております。これについては、五島さんの提案もありましたので、関連して五島さんからのご発言があるということですが、ちょっと待っていただきます。その後、資料3として、第4期市民参加推進会議資料集という1枚のものがあると思います。これは、例年調査をしてこの会議で配付しているものと、今回提言をまとめるに当たって、小金井市ばかりでなくて近隣の市の状況も含めた比較調査、幾つかありますので、その一覧表を作っておきたいということで作りました。こういう資料一覧表を作っておきますと、次期の冒頭に、これにさらにそれぞれの資料そのものをつけたものを配付していただいて、次期の委員の検討材料として使えるようにしたいということで、資料3という形でまとめています。

もう一つは、先ほど杉本委員からありましたように、自治基本条例における市民参加の位置づけ等についての議論が今回は十分できませんでしたので、その点についても引き継ぎ事項として上げたいということがあります。

以上が、今のところ、第4期のまとめと同時に次期への引き継ぎということで行いたい点です。

関連して、まずは五島委員のほうからご発言がありますので、五島委員、よろしく願いたします。

◎五島委員 今、資料を配っていただきますが、前回の会議で協働推進事業というものの概要を説明させていただいたかと思います。その中で、協働事業としてということで市のほうから提案があって、ワークショップを通じて、その事業を協働型で進めていくという雰囲気があったということをお話ししたと思います。

その中で3つの事業が話し合われたんですけれども、そのうちの 하나가、今お配りした「こがねいロケよび隊」という任意の団体、グループですが、そういう活動に結びついています。あとの2つの事業はいろいろな事情があって実現はしていないんですけれども、「こがねいロケよび隊」だけは任意のグループが立ち上がって助成金を取って、活動もそうですし、こういう資料も作っています。

きょうお話をしたかったのは、実はこの協働推進事業自体はコミュニティ文化課から、ひ・ろ・こらぼが施策運営を受託して引き継ぎました。進んでいます。今もこの連絡先にあるように、ひ・ろ・こらぼが事務局の窓口先みたいになっているんですが、ロケ地をロケをやりたい人が探して、例えば林に囲まれた坂道を撮りたいとかといったときに、そういう人たちが連絡をしてくる。今までは小金井市に連絡をしてきたようです。たらい回しにされて、結局、小金井にそういう窓口がありませんという断り方で、ロケ地を探している人たちからすると小金井市はハードルの高いまちという評判が何となくあるようです。ほかのまちというのは、それなりに受け入れる。特に、日野市などはNPO法人があって、そこが専用の窓口になって、それだったらこことかと言って、例えば小学校とかだと教育委員会とパイプができていて、そういうところを休みのときに紹介したりということもあって、そこが市内のこういうところで弁当

を買ってください、食べてくださいというようなことも案内している。そのような活動をここでもやりたいんです。

きょう聞きたいのは、コミュニティ文化課から出てきた事業で、これが立ち上がっているんですけども、例えば公園申請をする窓口だとかをコミュニティ文化課がほとんど受けてくれないという状況にあります。

◎高橋委員 なぜですか。

◎五島委員 中身的には経済課のほうがふさわしい内容だろうということで、内部でコミュニティ文化課と経済課でやりとりをしたんですけども、経済課もそういう事業をやる準備はないとかということで言いわけが出てきて、結局、「こがねいロケよび隊」の活動に対応する市側の窓口がないという宙ぶらりんの状態になっています。

先ほどの僕がお話しをした参加型の職員研修をやっていくことで、そういうことが少しでも提言されていかないかなと思います。今話したことをこの場でどうこうということではないんですけども、次の期の委員会でもぜひそういうことを、もちろん自治条例だとか何とかという枠組みを整備することもとても大事ですけども、本当の現場で協働なり参加なりを進めていくための工夫、方法か施策か事業かわかりませんが、もしかしたら全部かもしれませんが、それこそ費用をかけないでできることはたくさんあると思いますので、提言もそうですし、実地でぜひ進めていっていただきたいと思います。

以上です。

◎坪郷委員長 ありがとうございます。参加型職員研修を今後の次期の検討課題として上げるというご提案ですね。

◎五島委員 そうです。ここでは、それでいいです。ただ、それをやればいいということだけだとないです。

◎坪郷委員長 もちろんです。それが今言ったような問題の解決につながるよということだと言われたわけですね。

◎五島委員 はい。

◎坪郷委員長 関連して、皆さんのほうからご発言はありますか。

◎杉本委員 五島さんからいただいた資料2をずっと読ませていただいて、1つ私のほうから提案なんですが、職員と市民でいろいろなことを進めていくときに、いつも思うんですけども、合意形成の方法がなかなかうまくかみ合っていないということをいつも感じていて、お互いに市民も未熟な部分もあり、職員も合意形成の部分でどうやって決定するまでのプロセスを積み上げていけるのかというところではまだまだ訓練が足りないというか、研修が足りない部分があって、ぜひ市民型職員研修の中に合意形成をとる方法をお互いに共有できるような場面、ワークショップでもいいんですけども、そこら辺が1つ前に進める、何かを1つ積み上げていく第一歩なのかなと思っているんですけども、皆さんのご意見を聞かせていただきたいと思っています。

◎坪郷委員長 ありがとうございます。いかがでしょうか。

◎五島委員 今まで僕が提出した資料にもそういうふうに書いてあったかと思えますし、きょうの資料にもありますけれども、まず顔見知りを増やすということが大事なのが1つと、それから合意形成というのは、すごく平たく言うと、どれだけ譲れるかということだと思えます。市民も行政も人としてみたいなの、そういうレベルだと思うんですけども、みんながみんな、10人がいて10人が言いたいことを全部言っていたら、それはまとまらないわけで、これはこうしようということ譲るということだと思えます。

これも今まで言ったかと思えますけれども、「自立」と「自律」と両方の充実が必要だろうと思えますし、例えばそういう参加型の研修などを通じて、そういう感覚を養っていく。市民側もちろんそうですし、行政側もそうですし、そういうふうに僕は考えていますので、どれだけそういう場面を増やすかということが課題なのかなとも思えます。

以上です。

◎坪郷委員長 ありがとうございます。ほかの委員の方はよろしいでしょうか。

◎高橋委員 主な論点の2番の下から3番目の丸ポチ、「研修に参加した職員がどう思っているのかのフィードバックがあったらよい」、ここに尽きるのかなと思うんですけども、例えばさっきの例で、市民から見ると、公園などの使用許可の申請をとる作業を課のほうではしてくれない。多分、課の方にはそれなりの理由があると思うんです。

◎五島委員 枠組みがないという言い方です。

◎高橋委員 そういうことですよ。そうしたときに、それは課題なわけじゃないですか。それをそこで「だから、おしまい。じゃんじゃん」にしないで、では、その枠組みをどうしたらいいのかというふうに常に、「できない。おしまい」ではなくて前に進めるような話し合いができるということが市民協働では一番大切なことなのかなと思うんです。「やってくれない」と言って責めておしまいにしてしまったら、ただ文句を言っただけになってしまうけれども、それを前に進めるためにはどうしたらいいんだろうとお互いに考えようとするから、初めて何か新しく生まれるとか工夫をするとか、そこにはそういうルールがなかったかもしれないけれども、新しいルールを作ろうとか、前向きな話になっていくと思うんです。

そういう点での合意形成がまだまだなかなか成熟していないというか、市民もただ文句を言うだけの人になってしまって終わりだし、何か具体的な策でもって、こんなふうに工夫したらできるのではないのでしょうかという提案があってもいいと思うけれども、それは言わないで、ただ文句を言ったら、それも変だし、でも、職員の側も「ルールにないからできません」と言って、人のためのルールであって、ルールがあって人を困らせるというのはおかしい話なので、人のためにルールを使うと考えて前に進めようと歩み寄るから、初めて協働になると思うんです。そこら辺のことができるようにするにはどうしたらいいんだろうというのを考えていくのが参加型の職員と一緒にやる研修ということなのかなと思うので、そこら辺を具体的に考えていくということが大事なのではないでしょうか。

◎坪郷委員長 ありがとうございます。

◎山下委員 具体的に、私どもは結構市役所に出入りしている方とか、いろいろな活動をしていることが多いので、市役所の方と知り合う機会も多いかと思うんですが、逆に、一般市民の方だと、行くところは市民課だとか納税課だとか、生活に直結するところだけだと思うんです。そのフロアは市役所の中でも結構限られているので、ほかのフロアになかなか行く機会がない。

私は、高橋さんが次にどういうふうと考えていけばいいのかとおっしゃっていた具体例の一つで、ふと思ったのが、参加型職員研修というと非常にかたい雰囲気、何か面倒くさいのかなということを感じさせてしまう可能性もあるので、逆に、子供たちを使って、子供たちに市役所の、職場体験ではないですけども、職場見学みたいなものをしてもらえば、行政というのはいろいろなことをやっているんだと。子供たちイコール親も絶対セットで来るので、そのように1個段階も下げて、そうすると、親のほうも、市役所ってこういうことをしているんだ、こういう仕事をしているんだと知るきっかけになるのではないかなと。

ですから、研修の前の準備段階の充実を考えれば、皆さんでそういうことをどんどん、ブレインストーミングではないですけども、意見を出し合えば、もっと協働の道が開けていくのではないかなと思います。

以上です。

◎坪郷委員長 ありがとうございます。ほかの委員の方、関連した発言はありますか。

◎福井委員 先ほど高橋委員が言われた2番の下から3ポチのところで、「職員がどう思っているのかのフィードバックがあったらよい」の関連です。

先ほど五島委員が言われたように、協働事業3つのうちの1つがロケということにつながって、1団体の動きで活動されているんですけども、たまたまそこで一緒に協働と、あと、この立ち上げのときにも関与した職員が、個人名は別として、参加された方が2名おられまして、その2名の方が1年ごとに人事異動されたというプロセスがあって、次の3年目になったら、その窓口担当の次の方は何も引き継ぎ事項がなかったということで、なしのつぶてで終わったという現状がある。フィードバックが100%あれば、米粒ぐらいの話もすぐつながったのではないかなと思うんですけども、また一から仕切り直して話して、こういうわけですよというところで動き出すということがよくあるものですから、協働事業をやった場合、担当職員がかわった後でも、フィードバックというよりも、本当の引き継ぎ事項で、こういう窓口の団体と一緒に協働事業でうちの課はやったから、いろいろこういう面で協力したという具体例も含めた引き継ぎ事項があれば、職員と協働団体の次の運営もよりスムーズにいくのではないかなと思うんです。

そういうギャップ的なところに直面している部分が、五島委員がさっき言われたところと高橋委員のところを比較すると、引き継ぎが不完全ではないかと。それが全ての協働事業の場合、職員のつながりというか、思いが中断したのではないかなと思うものですから、100%フォローできるような引き継ぎ事項があればと思います。

◎坪郷委員長 ありがとうございます。いかがでしょうか。

◎馬場委員 また、私の経験から防災の活動経験から、そのことをお話ししたいんですけども、自主防災組織というのは、いわば市民参加型の大きな活動なんですけど、小金井の場合には自主防災組織の組織率が十年来、二十五、六%でとまってしまっているんです。

大きな災害があったときには消防も市の職員も同じように被災者になりますので、そこに期待しても何も進まないといえますか、少なくとも3日間ぐらいは公的な援助はどこもしてくれない。自主防災組織というのは、そういうときに自分たちで自分たちを助け合うとか守るとか、そういう活動をやるための組織です。ところが、これが、例えば東京都全体でいうと組織率としては76%ぐらい、そのうち小金井というのは二十五、六%で非常におくれているわけです。もっともっと市が先頭に立って組織率を上げるような活動をしなくてはいけない。それから、活動しているところをもう少し引き上げて、それを横のつながりに持っていくような指導をしなくてはいけない。そういうことができていない。

例えば、市がどの程度このことに無知かといいますと、自主防災組織になると、自主防災倉庫を造って、市がそこにのこぎりだ、スコップだ、消防ポンプだというのを支給してくれることになっている。自治省からおりてくるお金でそれが準備されるわけですが、防災倉庫を建てる場所がない。今、一生懸命みんながやっていることは、公園がいっぱいありますので、その中に建てさせてくれという要望を出しますと、公園課のほうは、だめだと。例えば、東京都からお金を借りて公園を広げているので、東京都が審査に来たら、とんでもないものを造っていると叱られるから許可できないとか、そういうところでぶつかって、もう2年ぐらい進展しないんです。もっともっと思い切って縦割りの組織を横につなげて活動できるようなことをしなくてはいけない。そのためには、やはり結局のところ人だろうと。

だから、五島さんの言う、ワークショップでもって若い人から教育してというか、市民参加するためには職員が変わっていかねばいけないんだというところをもう少し作り直さないと進展しないのではないかな。

以上です。

◎坪郷委員長 ありがとうございます。

皆さんご発言ありましたように、いろいろと問題点がありますので、その問題点を解決できるような方向での参加型職員研修ということがある程度見えてこない、この研修自体が意味がないということになりますので、皆さんの問題、議論も今回十分にまとめることができなかつたと思いますが、これも引き継ぎ課題として上げたいと思います。

ほかにはいかがでしょうか。引き継ぎ課題として次期に申し送りするものとして、どのようにするかということですが、今まで出てきましたものをまとめますと、第4期推進会議のまとめとしては、まずは提言があります。その提言に加えて、資料1として「若者の市民参加をめぐる動向」、それから2として、今、上がりました参加型職員研修、それから資料3の資料集で、こういう一連のもので「第4期推進会議のまとめ」ということにしたいと思います。

今後の第5期へ向けての引き継ぎあるいは今後検討課題ということで、提言の進捗状況について不断の点検を申し送りするということが第1点です。第2点は、先ほど上がりました自治基本条例に関して、さらに議論をする。3番目が、今出ました参加型職員研修ということで、引き継ぎ事項としては、今の3点ということで現在の議論の中では出ておりますが、さらに次期への引き継ぎ事項として、ぜひこの点を上げてほしいということがありましたら、ご発言いただければと思います。

◎高橋委員 これは素朴な質問ですがけれども、提言の中では(4)とか(5)に、市長が読み取って答えを出した点についてだけでなく、移動が難しい人々のためにICTを利用した新たな参加の仕方なども工夫したり、そういう相互交流などの仕組みを工夫したりする必要があるのではないかとということも提言しているんですよ。これはいきるんですよ。

◎坪郷委員長 もちろん、先ほど言った提言の進捗状況というのは、我々の提言の本体のほうはどこまで実現したかということの進捗状況を点検してもらうということです。

◎高橋委員 そうですよ。市長が読み取った分だけということではないですよ。

◎坪郷委員長 こっちが本体ですから、これについてやっていただかなければ意味がありませんので。

◎高橋委員 わかりました。では、安心です。

◎遠藤委員 進捗状況は、どういうふうに私たちは知ることができるんでしょう。それは第5期の議事録を読むしかないのでしょうか。

◎坪郷委員長 1つは、来期の委員構成はこれから決まりますので、今の時点ではわかりませんので、第4期としては、今言ったような検討事項、申し送り事項を渡す。それを第5期の最初のときに議論していただいて、当然、提言の進捗状況というのは取り上げていただけるものと私は確信をしておりますけれども、そういうことになると思います。まずは、その時点でどこまで進んだかということ点を点検していただいて、あとは定期的に見ていくということだと思います。まずは、第5期の始まりの時期にどこまで進んだかということ点を点検してもらうのが大事ななと思います。そういう申し送りをして進めていくということです。当然、第1回目のときに資料として配付されて議論されるだろうということです。

◎遠藤委員 始まりに加えて、やはり定期的に定点観測して検証するということが欠かせないと思うんです。そうでないと、今回みたいに、また5期の終わりに「研究する」ということで、また延々とやることになりかねないわけで、1回この期で議論された内容で提言なされた内容はどこかで始末をつけてほしいというのが率直な希望です。それだけコストをかけているわけですから。

◎坪郷委員長 引き継ぎ事項については、以上でよろしいでしょうか。

では、今後の検討課題で次期への引き継ぎ事項という形で、その3点にしたいと思います。この3点は議事録の要点記録のほうに明記をしていただいて、わかるようにしたいと思います。きょうの予定した審議事項は以上になります。

今期の推進会議では平成23年7月の第1回目から2年弱、今まで10回会議を開催いたしました。きょうは最後ということになりますので、あと少し時間がありますので、推進会議の委員の皆さんに一言ずつ最後にご発言いただきたいと思います。

◎遠藤委員 2年前に皆さんとご一緒させていただいてから、あつと言う間に時間が過ぎまして、曲がりなりにも、いろいろな皆さんの着想や発想や着眼から非常に刺激を受けて、私自身も大いに勉強させていただきました。そして、こういう形で具体的に提言という形でまとめることができ、こういう場をいただけたということで本当に感謝しております。委員の皆様並びに事務局の皆様には心から感謝をしております。

今後とも、市民の一人として、政策提言なり、また今回の提言が具体的にどういうふう to 実現していくかということを検証していきたいと思っております。また、いろいろとご一緒する機会もあるかと思っておりますけれども、今後ともよろしく願いいたします。ありがとうございます。

◎浅野副委員長 2年間どうもありがとうございました。

振り返ってみると、もうちょっといろいろできることがあったのではないかと反省点はいろいろあるんですけれども、その反省点はまた別の形で今後生かしていきたいと思うということが1つと、この期はワーキンググループも含めて随分濃い議論を長時間やってきたという感じがしていて、そこに参加できたのはとてもいい経験になりました。楽しかったということもありますし、いろいろなことを勉強させていただきました。だから、貢献した部分に比べて自分が得た部分のほうが多いので、申し訳ないような感じもあるんですけれども、今後の生活でこの経験を生かしていけたらいいかなと思っております。皆さん、どうもありがとうございました。

◎杉本委員 私も、策定委員会など、いろいろな審議会を経験しまして、このように記録と会議録と要点筆記をきちんと分けて事務局からいただき、みんなと情報を共有できたのは、この会議が本当に初めての経験でした。いろいろな審議会を見ても、記録はありますけれども、何が決まって、どういうふう to みんなが合意したのかということが不明瞭なままに、行政の手が加えられ、いろいろなことが決まっていく、そのプロセスが非常に不透明であったということを今まで私は経験して、このもとに、市民参加推進会議、皆さんと一緒に2年はすごく有意義なものだと思っています。

またチャンスがあれば、私が提言してきたもう一つのきちんとした合意形成、それから議事録をきちんとどの審議会でもとっていただきたいということを何とか小金井市に普及したいというのが私の願いですけれども、今度の参加ですが、頑張っ て応募してみようかなと思っております。また、そのときにお会いできればうれしいです。どうもありがとうございました。

◎坪郷委員長 どうもありがとうございました。

◎馬場委員 私は、たまたまこの委員に選ばれましたけれども、きょう現在、自分自身の達成感というところでは非常に低いです。それは、議論はして、ある結論を得たけれども、きょう

の最後で、では提言に対する市長の返事とか進捗状況をどうしていくかとか、そこがざるみたいですよ。これでは本当に何のためにやったのかなというところで、ここを何か直さないとか審議会は無駄ですよ。非常に高いコストを使っているわけですから、ざるでなくて、もう少しちゃんとすくえるシステムにしないといけないのではないのでしょうか。そう思いました。

以上です。

◎坪郷委員長 ありがとうございます。

◎福井委員 私もこの審議会に対して、自分自身、協働ということが書類であちこち目につくような時代になったということで、いろいろ紙媒体等を見ていて、この審議会の名前が目にとまったということで応募したのがきっかけです。やはりこの条例もより深く、第5期の引き継ぎ事項の自治基本条例の中にまた加味する話かと思うんですけども、現状、我々の小金井市は市民参加条例という言葉で参加していますけれども、もう一つ、市民協働条例という言葉もあるということで、そういう項目の条例も、小金井市の我々が討議した内容は、極端に言えば協働も含んだ参加条例だという意味合いで、よく条例は作成されてるのではないかと思って、より深く協働のあり方ということ、今後活動する分野において、もう少し条例を飛び越えた、もっと具体的に市民が参加しやすい仕組みということを考えたいというところで、まだ過渡期だというようなところで議論を終えたという思いです。

あと、事務局に1点お願いしたいんですけども、たまたま私が1回目に参加したときに、こういう書類があったということで一度お見せした記憶があると思うんです。これも、あちこち小金井市で私が無作為にいろいろ資料を集めた中の一つです。今、第27条まであるんですけども、第20条の版で終わったままです。もう今は作成されていないと思うんですが、編集・発行、小金井市企画課ということで第20条の書類で終わっているということで、今後作るんだしたら、早急に第27条まである条例の文章で作成していただければ、一般市民サイドが市民参加条例の正式な条例の文面に対して見たり聞いたり、より深く追求できる書類ではないかと思います。事務局のほうは、1回目か2回目でこれをお話ししたときには、事務局として今後検討しますという程度でお話は終えたんですけども、できたら早急に正式な版でもいいんですけども、作っていただきたいと思います。

以上です。

◎坪郷委員長 ありがとうございます。

◎五島委員 先ほど山下さんが言われた、子どもを巻き込んでということですけども、僕もそれは強く思っていますし、子どもの参加を通じて、親というか、保護者に情報を伝えていくというのは全国的に結構効果を上げていると聞きますので、そういうことはぜひいろいろな場面で作っていただきたいとか、作っていきたいと思います。

小金井ではこども商店というものを小金井駅北口の商店会でやっていたり、それから手前みそですけども、国立では「親子deりんりんツアー」というのをやっていて、親子で自転車で参加してもらって自転車の乗り方を実地で伝えていくことをやっています。もちろん

ん、自転車の乗り方を子どもに教えるんですけども、本当は子どもではなくて親に、左側を走ってねというようなことを伝えるということなんです。

多分こういう参加の場でもそういうことはあるでしょうし、この前も申し上げたかと思いますけれども、楽しいとかおもしろい場をどれだけ作るかということが大事だと思いますので、そういうことをキーワードに、これからもいろいろやめないで続けていくということが市民側の役割なのかなとずっと思っています。ありがとうございました。

◎坪郷委員長 ありがとうございました。

◎山下委員 まず、皆様、2年間ありがとうございました。

私自身は青年会議所という団体からの推薦で、実は、市内にはほかに商工会青年部ですとかJ A東京むさし青壮年部ですとか似たような団体がある中で、あと消防も含め、正直言ってメンバーが非常に重なっているんです。おそらくいろいろな活動をされている中で、皆様も1つではなく2つ、3つと兼任されていると思うんです。協働しようと言っても、皆さん、時間は限られているわけですから、なかなか難しい部分があるのではないかなと感じていることがありつつ、そういったいろいろな活動の中で都内の方といろいろ接する機会があるんですが、やはりこの審議会の議論を聞いても、小金井市は熱心な方が多いんだなということを肌で改めて感じさせていただきました。

一般の方々を呼ぶのも大事なんですけど、こうやって熱心に活動している私たちがちょっと人に声をかけて、そういった草の根運動もあわせて行っていけば、協働や市民参加が進んでいくのではないかなというところも感じて、非常に多くの議論をした中で学びの機会が多かったと感じております。私も、言ったからには、そういった形でもっともっと市内にいろいろな仲間を増やしていければという刺激をいただいたということで、感謝の言葉としてお礼にさせていただきます。ありがとうございました。

◎坪郷委員長 どうもありがとうございました。

◎高橋委員 皆さん、お疲れさまでした。長い間、ありがとうございました。

一番感じたのは、役所の事務局の方々は大変だったろうなというのを一番感じました。私は、自分の活動の関係で、協働するという事で毎日のように役所に行って関係部局の方とはしょっちゅうしょっちゅう顔を合わせる機会が多いんです。そうすると、担当して下さっている部局の役所の職員の方も、熱い思いで対応したいと考えているが、いろいろなルールの縛りがあって、動きたくてもなかなか思うように動けないというジレンマの中で私たちと接して下さっているということが本当によくわかるんです。だんだん嫌になってきて、「お金がありませんから」とか「ルールですから」と言っておしまいになってしまうときもきつとあるんだよねというのわかるんです。

海外の同じような子育て支援の活動をされている方が言ったんですけども、カナダの方なんですが、「ルールというのは人のためにあるんだよ。だけれども、日本はルールの下に人がいるんだよね」と言われて、本当にそうだなと思ったんです。人を生かすために、超えられな

いルールをどうやったらうまく乗り越えて、よりよいものにしていけるのかというのは、相互の話し合いとか理解とか、そういうものがないといけないのだと思うんです。

市民のほうも、どうしても3年に1度人事異動があると、また一から同じことを説明するのかと嫌になってしまったり、あるんですよね。でも、やはりそこは、またかと思わないで、私は何度でも同じことを丁寧に説明しに行きますから、諦めないで一緒に頑張りましょうよと思うんです。言うのは簡単だけれども、やるのは大変で、結局、やるのは人じゃないですか。だから、人同士が知り合うとかわかり合うということが協働ということの一番根底にあって、「何だ、できないじゃないか」とか「やってくれない」とか、こっちが言ったり、「お金がありません」とか「ルールですから」と言って冷たく断るという関係ではなく、お互いに、では、どうやってそこを乗り越えたらいいのかというのが本当の協働だと思うので、諦めないで、ともにそういう方向に向かって、みんながよりよくなるようにしていきたいなど。

だから、ここでやった2年間の成果も絵に描いたもちで終わらせないように、一緒に頑張りていきたいなど。そのためには、会議が終わったらみんなで御飯を食べておしまいと、そこが着地点で終わってしまうんですけれども、そういうことでお互い腹を割って話し合える関係を作るのは大事なのではないかと思います。そんなふうにしていろいろなことを進めていけたら、もっともっとみんながいい感じになっていくのではないかと思います。

第5期に入っても、またそういういい人間関係をお互い作りながら会議も進めていってくれたらと思います。ありがとうございました。

◎坪郷委員長 どうもありがとうございました。

2年間の皆さんの熱心な議論に基づいて提言をまとめることができました。この間、正式の会議だけではなくて、皆さんがボランティアに、事務局もそうですけれども、開催をした会議が2回ありました。もっと早く提言をまとめて我々自身でモニタリングをする機会があれば、もっとよかったなど。それは私のまとめにも足りなかったところがあるのかなと思います。そこは反省点ですけれども、我々が提言したことがぜひできるだけ早い段階で実現できるように、私自身として今後見守りたいと思います。

最初の提案から始まって、全員の皆さんからいろいろな提案をしてもらったことについて大変感謝をしております。事務局は毎回いろいろな形でサポートを多くしていただいたので、それにも感謝したいと思います。この2年間、皆さん、本当にどうもありがとうございました。

以上で本日の議題は全て終了ということで、本日はこれで閉会をしたいと思います。

皆さん、本当にお疲れさまでした。

(午後7時43分閉会)

若者の市民参加をめぐる動向

I 若者の地域社会への参加について —全国データより—

2012 年 2 月 10 日の市民参加推進会議に提出された資料をもとに作成した。

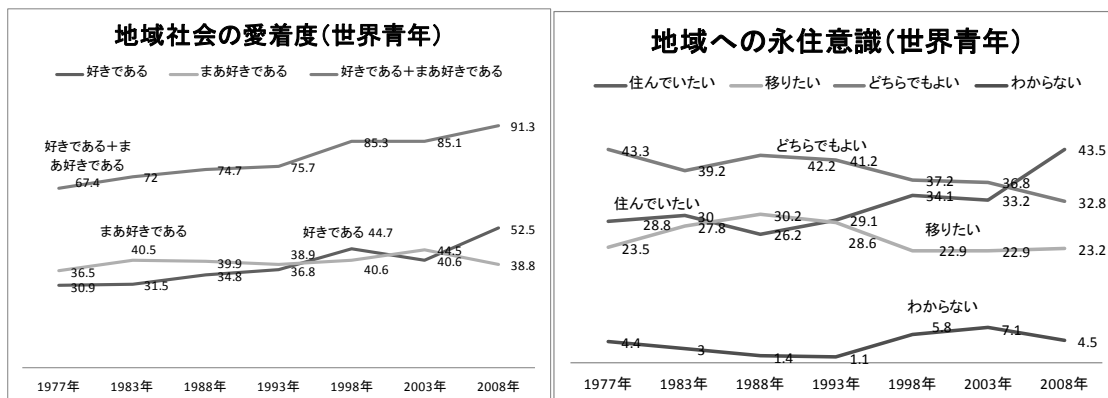
1 若者の地域参加意識の現状

小金井市の現状を見る前に、以下の全国調査データを用いて、今日の若者が地域に対してどのような関係を持っているのかを確認する。

名称(ここでの略称)	実施主体	実施年	対象	回答者数(人)	回収率(%)
青少年の生活と意識調査(生活と意識)	内閣府	2000年	全国15歳～23歳の男女	1675	55.8
世界青年意識調査(世界青年)	内閣府	2008年	全国18歳～24歳の男女	1090	35.8
参照する調査の概要					

(1) 地元志向の強まり

「今住んでいるところに愛着を感じるか(愛着度)」「今住んでいるところに住み続けたいか(永住意識)」を尋ねた結果が以下のグラフ。いずれからみても地元志向が強まっていることがわかる。

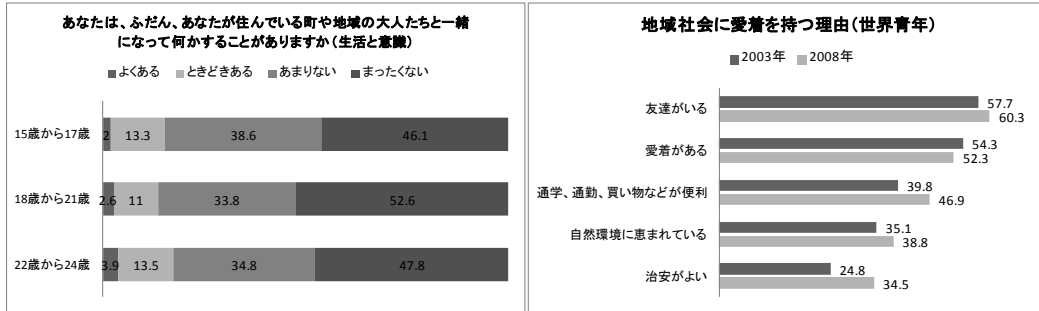


(2) 大人との協働への消極性

しかしここでいう地元は大人の考えている地元とは違うという点に注意が必要。そもそも大人と共同で何かを行っている若者はきわめて少ない(下左図)。彼らが地元を志向し、地元に住み続けても、そのことがそのまま大人たちの世界への参加にはつながらないことに注意が必要である。

(3) 地元志向の背後にある友人志向

ではなぜ彼らは地元を好むのか。その最も大きな理由は友人関係である(下右図)。つまり彼らは自分たちの友人関係が定着し、展開する場として地元を愛しているのである。そのような地元は、大人たちが思い描いている「地元」とはかなりずれている点に注意が必要だ。地元という言葉に含まれるこのずれをうまく架橋しない限り、若者の地元志向を社会参加へと結びつけることは難しいだろう。



2 若者の市民参加の新しい形

近年話題になった若者の社会参加の形態をいくつかあげてみる。これらはいずれも友人関係や楽しみを仲立ちとした関係に基礎をおいている点に特徴がある。

(1) 脱原発デモ

- ・6月11日、9月11日の大規模デモへの参加社：初参加5割、ネット・ロコミをきっかけにするもの7割(社会学者・平林祐子さんの調査結果)
- ・強い紐帯/弱い紐帯/無紐帯 → ネットの普及による弱い紐帯の拡大
- ・弱い紐帯の可能性の追求

(2) ゲームフィケーション

- ・節電ゲーム：ヤシマ作戦、#denkimeter
- ・社会参加をゲームとして楽しむ志向性の強まり

(3) 消費を通しての政治参加

- ・街コン：商店街が中心になって企画する合コン
- ・一回あたりの参加者：宮コン(宇都宮) = 2500人、エゾコンMAX(札幌) = 700人、せんコン(仙台) = 1300人、あびコン(我孫子) = 500人(予定)

Ⅱ 誰が参加するのか？ —市民意向調査データの再分析—

2012年5月25日市民参加推進会議ワーキンググループに提出された資料をもとに作成した。

1 参加とは何か

2008年に小金井市が行った市民意向調査の結果から小金井市民の市民参加の現状について分析する（同調査の報告書は小金井市の公式サイトからダウンロード可能）。

(1) 参加実績は二つの方向性（因子）を持つ

市民参加の経験に関する質問項目を因子分析という手法で吟味すると、次の二つの方向性（因子）に整理できることがわかる。それぞれの方向性がどのような内容と関わるのか、下に表で示す。

- (ア) 市政直接参加
- (イ) 生活密着参加

	因子	
	市政直接参加	生活密着参加
過去・市議会傍聴	.958	-.273
過去・市への請願、要望	.673	.009
過去・市の審議会の委員	.507	.070
過去・講演会参加	.409	.283
過去・NPO、ボランティア	.348	.310
過去・民生委員、児童委員、消防団活動	.284	.253
過去・町内会・自治会	-.084	.645
過去・地域イベント参加	.000	.621
過去・地域イベントの開催メンバー	.268	.493
過去・趣味のサークル	.081	.443
過去・PTA、子ども会活動	-.105	.440
プロマックス回転後のパタン行列		

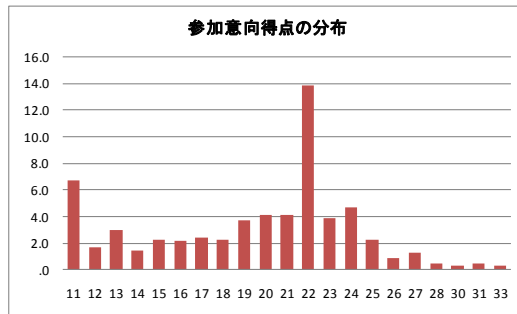
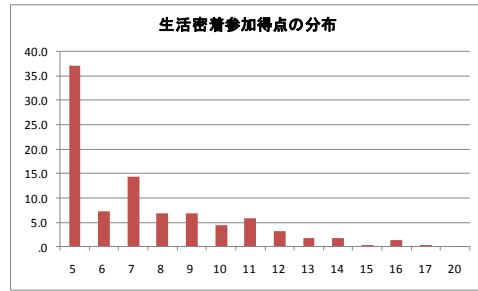
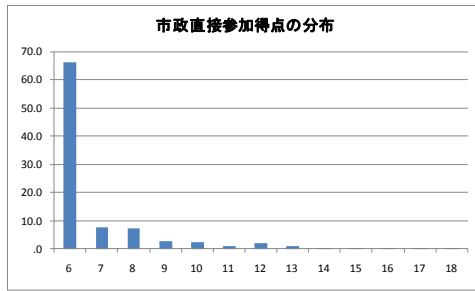
(2) 参加意向はひとつにまとめられる

他方、市民参加への意向についてはこのような複数の方向性は見いだされず、参加する意向をもつ・持たないという一つの軸にまとめられる。

(3) 参加実績と参加意向について得点を作成

参加実績の二つの方向性と参加意向についてその度合いを以下のように数値化し、得点とする。それぞれの得点がどのように分布するかを以下のグラフに示す。

- (ア) 市政直接参加得点：市政直接参加因子に関する質問の回答番号を逆転して足し合わせたもの
- (イ) 生活密着参加得点：生活密着参加因子に関する質問の回答番号を逆転して足し合わせたもの
- (ウ) 参加意向得点：参加意向についての回答のうち、「4 参加したいがどうすればいいのかわからない」を除いた回答番号を逆転して足し合わせたもの



2 参加実績や参加意向は何に関係しているか

以下では、上で作成した得点を用いて、参加実績や参加意向と関わりのありそうな要因を探る。下の(1)(2)は分析の方針、(3)暫定的な結果である。(4)でこの分析の限界点を確認した上で、次節でそれを考慮した分析に進む。

- (1) 分析方針1：前回までの推進会議を踏まえ、市民参加に関係のありそうな項目と上記3種類の得点との関係を検討する。
- (2) 分析方針2：検討する項目は、性別、年齢、住み始めた世代、居住年数、地域の知人数、住み心地、職業、住居形態、世帯構成
- (3) 分析結果

	性別	年齢	住み始めた世代	居住年数	地域の知人数	住み心地	職業	住居形態	世帯構成
市政直接参加得点	男性で高い	高年齢ほど高い	関連なし	長いほど高い	多いほど高い	よいほど高い	専業主婦で高い 無職で高い	持ち家(一戸建て)で高い	夫婦のみで高い 子ども同居で高い
生活密着参加得点	関連なし	高年齢ほど高い	関連なし	長いほど高い	多いほど高い	よいほど高い	専業主婦で高い 無職で高い	持ち家(一戸建て)で高い	子ども同居で高い
参加意向得点	関連なし	関連なし	関連なし	関連なし	多いほど高い	よいほど高い	関連なし	関連なし	単身世帯で高い 子ども同居で高い

- (4) この分析の限界
 - (ア) 項目が相互に関係し合っているのではほんとうのところどの項目がどの程度の影響力を持っているのかわからない：例、持ち家であることと年齢と居住年数、あるいは無職であることと年齢
 - (イ) 各項目の影響力をそれぞれわけてとりだすための分析が必要→ここでは重回帰分析が適切

3 誰が参加するのか

以下では、前節末でみた限界点に対処するために一段踏み込んだ分析を加える。(1)(2)が分析方針、(3)が結果である。

- (1) 三種類の得点に対して、性別、年齢、住み始めた世代、地域の知人数、住み心地、職業、住居形態、世帯構成のそれぞれがどの程度の影響を与えているのかを重回帰分析によって

検討する（居住年数は影響がないことが判明しているため最初から除く）

(2) モデルは複数考えられるがここでは三つに絞る。表中の調整済みR二乗値が大きいほどあてはまりのよいモデルということになる。

(3) 分析結果

(ア) 色のついた数字が影響力のある項目を示す

(イ) 「標準化されたベータ」という数値の大きさが各項目の影響力を示す

(ウ) ただし「住み心地」は得点が低いほど「住み心地がよい」と感じている

	モデル1		モデル2		モデル3			モデル1		モデル2		モデル3	
	標準化係数 ベータ	有意確率	標準化係数 ベータ	有意確率	標準化係数 ベータ	有意確率		標準化係数 ベータ	有意確率	標準化係数 ベータ	有意確率	標準化係数 ベータ	有意確率
(定数)		.000		.000		.000	(定数)		.000		.000		.000
性別（男性1 女性2）	-.113	.010	-.111	.011	-.117	.008	性別（男性1 女性2）	-.018	.668	-.026	.528	-.005	.909
年齢	.220	.000	.203	.000	.221	.000	年齢	.126	.009	.150	.003	.132	.005
住み始めた 世代	-.053	.195	-.047	.256	-.058	.165	住み始めた 世代	-.043	.266	-.050	.198	-.010	.800
専業主婦ダ ミー	-.058	.213	-.055	.241	-.062	.184	専業主婦ダ ミー	.114	.010	.127	.004	.108	.013
無職ダミー	-.007	.879	-.005	.917	-.010	.827	無職ダミー	-.008	.865	-.019	.684	-.005	.916
持ち家ダ ミー	-.004	.927	.002	.959	.001	.982	持ち家ダ ミー	-.039	.354	.050	.221	.046	.254
住み心地	-.067	.082	-.064	.096	-.065	.094	住み心地	-.146	.000	-.145	.000	-.154	.000
地域の知人 数	.133	.001	.141	.000	.138	.001	地域の知人 数	.313	.000	.310	.000	.290	.000
単身世帯ダ ミー	-.018	.657					単身世帯ダ ミー	-.064	.087				
夫婦のみ世 帯ダミー			.056	.171			夫婦のみ世 帯ダミー			-.057	.138		
子ども同居 ダミー					-.023	.567	子ども同居 ダミー					.171	.000
調整済みR 2乗	0.092		0.095		0.092		調整済みR 2乗	0.199		0.198		0.223	
市政直接参加得点を従属変数とした重回帰分析							生活密着参加得点を従属変数とした重回帰分析						

	モデル1		モデル2		モデル3	
	標準化係数 ベータ	有意確率	標準化係数 ベータ	有意確率	標準化係数 ベータ	有意確率
(定数)		.000		.000		.000
性別（男性1 女性2）	-.065	.231	-.054	.314	-.049	.372
年齢	.121	.049	.128	.046	.114	.063
住み始めた 世代	-.022	.667	-.026	.605	-.018	.728
専業主婦ダ ミー	.011	.851	.000	.998	-.007	.902
無職ダミー	-.206	.000	-.202	.001	-.200	.001
持ち家ダ ミー	-.035	.518	-.056	.299	-.054	.316
住み心地	-.145	.002	-.151	.002	-.152	.002
地域の知人 数	.143	.003	.135	.006	.135	.005
単身世帯ダ ミー	.092	.058				
夫婦のみ世 帯ダミー			-.039	.437		
子ども同居 ダミー					.022	.653
調整済みR 2乗	0.073		0.067		0.066	
参加意向得点を従属変数とした重回帰分析						

(4) 考察

(ア) 市政直接参加得点が高いのは、高齢男性で地域に知人が多い人たち

(イ) 生活密着参加得点が高いのは、男女を問わず高齢の専業主婦あるいは子どものいる世帯で、地域の知人の数が多く、住み心地がよいと感じている人々

(ウ) 参加意向得点が高いのは、男女を問わず高齢、有職者、住み心地がよいと感じていて地域に知人が多い人々

(5) 政策的含意

- 分析結果からは年齢が若いことはそれだけ参加に消極的であることがよみとられる。このような年齢の効果を相殺して、若者の市民参加を促すためには、他の要因（特に地域の知人数）などを通じた働きかけが必要。
- 子どものいる世帯は地域密着型の参加度合いが高い。これを市政参加へとつなげていく工夫をもうけることで子育て世代の参加の幅が広がるものと思われる。これは市政参加が男性に偏っている現状を改善する上でも重要である。
- 高齢者は相対的に市民参加に積極的である。若年層と高齢者との間に交流の工夫をもうけること

は、同時に若年層に対して市民参加への新しいきっかけを提供することにつながる可能性がある。

Ⅲ 多世代交流の事例

多世代交流については東京都知事の施政方針演説においても触れられており（注）、近年、注目を集めている事業・実践である。以下、事例を二つ紹介する。

注：「現代の若者たちの間では、台所やお風呂、トイレなどを共有し、共同生活を行う「シェアハウス」という新しい住まい方に関心が高まっています。都では、こうした動きを捉え、民間のアイデアを十分に活用したシェアハウスの社会実験に向け、検討を進めてまいります。この新しい試みを、若者同士にとどまらず、高齢者など他の世代との交流のきっかけにもしていきたいと、こう思っています。」（2013年2月20日）

1 芝の家（昭和の地域力再発見事業）

- (1) 地域：港区芝地区
- (2) 実施主体：港区芝地区総合支所・慶應義塾大学（運営において協力）
- (3) 内容：コミュニティ喫茶。オープンスペースなどを土台として様々なイベント、ワークショップを開催。以下、公式サイトより転載。

「子どもたちの成長を地域で見守り、井戸端会議では住民同士の親しい会話がある・・・そんな昭和30年代にあったようなあたたかい人と人とのつながりの創生をめざす事業が、港区芝地区総合支所の進める「昭和の地域力再発見事業」です。

「あたたかい人と人とのつながり」とは、子どもがのびのびと遊び、お年寄りが安心して暮らせるように、まちに住み働く人たちがお互いに支えあえる関係。本事業の拠点である「芝の家」は、現代社会で見失いがちな、こうした暮らしのあたたかさを育んでいくため、子ども、大人、お年寄り、住民、在勤・在学者、だれでも自由に出入りでき、みなさまと共にまちを考え創ることのできる場を提供します。運営は、慶應義塾大学との協働で行われ、大学と地域が連携しながら、コミュニティ再生のアイデアをふくらませていきます。」

2 地縁のたまご

- (1) 地域：千葉県柏市
- (2) 実施主体：千葉県柏市・高柳・風早南部地区住民
- (3) 内容：コミュニティカフェを中心として、様々なイベントを実施。以下、サイトより転載。

「地縁のたまごは、千葉県柏市の高柳・風早南部地区で生まれた地域住民によるコミュニティです。この地域の「こども」「子育て世代」「老人」みんなが手をつなぎ、ひとつの「家族」になる。そんなあたたかい地域を目指しています。」

「参加型職員研修」について

1 経過

第 4 期市民参加推進会議において、委員から議題提案の報告があり、第 28 回平成 24 年 2 月 10 日及び第 32 回平成 25 年 2 月 8 日の 2 回審議を行った。具体的な提言には至らなかったが、審議した中で提示された主な論点を以下のとおり整理した。

2 主な論点

- ・市民も職員もお互いをあまり知る機会がない。まずは、お互いを知る事が大事。そのためには、顔を合わせて話すことが一番効果的である。定例的にそうした研修等を設けてはどうか。
- ・研修も必要だが、市民と協働を実践するような職場を経験するなどの人事ローテーションも考えたらどうか。
- ・研修だけでは定着しないので、研修と仕事を通じての経験の両方が関連づけられることが必要である。
- ・(協働推進研修に参加した経験がある委員より) 行政と関わる以前は悪い印象しか持っていなかったが、行政と市民とがざっくばらんに話す機会があり、そうではなくていろんな知見を得られた。
- ・研修に参加した職員がどう思っているのかのフィードバックがあったらよい。
- ・市の事業として、平成 24 年度から職員の協働意識の向上及び NPO 等との人的ネットワークの拡大を目的として「NPO 派遣研修」を行っている。具体的には地域の NPO 法人と市の間で協定を結び、職員が一定期間派遣先の NPO 法人で業務を行うものである。
- ・ワークショップ形式の協働推進研修を毎年開催してもらいたい。

3 資料

- (1) ワーキングでの検討テーマについて：第 28 回資料（五島委員作成）
- (2) 平成 22 年度～平成 23 年度協働推進職員研修の概要：第 32 回資料（事務局作成）

第4期市民参加推進会議 資料集

【例年調査しているもの】

	資料名	内容	対象	調査時点	提出した回
1	市民参加条例対象附属機関等設置状況	①附属機関等の名称、②担当課、③根拠規定、④定数、⑤年代別委員数、⑥男女比、⑦任期数、⑧公募状況(募集人数、採用人数等)	小金井市	4月1日	第26回 第30回
2	公募委員状況一覧	①前年度に公募を行った附属機関等の名称、②公募期間、③募集人数、④応募人数、⑤採用人数、⑥男女比等	小金井市	4月1日	第26回 第30回
3	パブリックコメント実施状況	①前年度にパブリックコメントを行った施策の名称、②公募期間、③意見提示人数・件数、④検討結果等	小金井市	4月1日	第26回 第30回

【個別に調査したもの】

	資料名	内容	対象	調査時点	提出した回
1	公募委員状況一覧 (採用者の年代別人数)	①前年度に公募を行った附属機関等の名称、 ②採用者(合格者)の年代別人数及び割合	小金井市	23年11月1日	第27回
2	公募市民の参加状況について	①各市の公募市民が設置されている附属機関等の数、②公募委員数、③前年度の公募状況、④公募委員の増加に対する具体的な取組	26市	※各市ごと	第27回
3	市民参加条例対象附属機関等の調べ	①附属機関等の開催時間帯、②保育士及び手話通訳士の配置状況、③傍聴者用資料の取扱い状況	小金井市	24年1月1日	第28回
4	市民参加条例対象附属機関等の調べ(追加調査)	(上記追加調査) 附属機関等の開催曜日について	小金井市	24年3月30日	第29回
5	審議会等における傍聴者の意見・提案等の取扱い状況	傍聴者の意見・提案を何らかの形で聴取している審議会等一覧(導入時期、経過、意見・提案の取扱い方、実績)	小金井市	24年3月31日	ワーキング 第2回
6	審議会等での保育士及び手話通訳士の設置状況調査結果	武蔵野市、府中市、調布市、小平市、国分寺市、西東京市の保育士及び手話通訳士の設置状況調査	近隣6市	※各市ごと	第30回

自治基本条例制定自治体（東京都）

1 市部

- 三鷹市「自治基本条例」（平成18年4月1日）
- 調布市「調布市自治の理念と市政運営に関する基本条例」（平成25年4月1日）
- 小平市「自治基本条例」（平成21年12月22日）
- 国分寺市「自治基本条例」（平成21年4月1日）
- 清瀬市「まちづくり基本条例」（平成15年4月1日）
- 多摩市「自治基本条例」（平成16年8月1日）

2 区部

- 新宿区「自治基本条例」（平成23年4月1日）
- 文京区「自治基本条例」（平成17年4月1日）
- 中野区「自治基本条例」（平成17年4月1日）
- 杉並区「自治基本条例」（平成15年5月1日）
- 豊島区「自治の推進に関する基本条例」（平成18年4月1日）
- 練馬区「区政推進基本条例」（平成23年1月1日）
- 足立区「自治基本条例」（平成17年4月1日）

※条例については、各市区のホームページからダウンロードできます。

多治見市市政基本条例

目次

前文

第1編 総則（第1条 第5条）

第2編 市政の主体

第1章 市民（第6条・第7条）

第2章 代表機関

第1節 議会（第8条・第9条）

第2節 長と行政機構（第10条 第15条）

第3編 市政の原則と制度

第1章 市政情報の共有（第16条・第17条）

第2章 市民の市政参加（第18条・第19条）

第3章 総合計画（第20条）

第4章 市政の諸原則（第21条 第28条）

第5章 公正と信頼の確保（第29条 第31条）

第6章 市民投票（第32条・第33条）

第7章 政府としての多治見市（第34条 第37条）

第8章 危機管理（第38条 第40条）

第4編 最高規範と改正

第1章 最高規範（第41条）

第2章 改正（第42条）

附則

私たちは、基本的人権が尊重され、平和のうちに安心して心豊かに暮らせるまちを目指します。

私たちは、まちづくりの主体として、一人ひとりが自由な意思でまちづくりにかかわるとともに、まちづくりの一部を信託するため、市民自治の主権に基づき、市民生活とその基盤である地域社会に最も身近な地域政府として多治見市を設置します。

市は、市民の信託に基づき政策を定め、市政を運営しなければなりません。また、その保有する情報を市民と共有し、市民が市政に参加するための制度を整え、まちづくりを担う多様な主体と連携協力しなければなりません。

私たち市民は、地域政府としての多治見市の成立が市民の信託に基づくものであることを明らかにし、市政の基本的な原則と制度やその運用の指針や市民と市の役割を定める多治見市の最高規範として、ここにこの条例を制定します。

第1編 総則

（目的）

第1条 この条例は、市政の基本的な原則と制度やその運用の指針や市民と市の役割を定めることにより、多治見市の市民自治の確立を図ることを目的とします。

（市民主権）

第2条 より良い地域社会の形成の主体は、市民です。

2 市民は、市政の主権者であり、より良い地域社会の形成の一部を市に信託します。

3 市民は、市政の主権者として、市の政策を定める権利があり、その利益は、市民が享受します。

（選挙）

第3条 市民は、選挙により、市民の代表者である議会の議員と市の代表者である市長を定め、その職を信託します。

(市の役割)

第4条 市は、市民の厳粛な信託により市政を運営し、より良い地域社会の形成の一部を担います。

2 市は、政策を定め、制度を整備して運用することにより、市政を運営しなければなりません。

(連携協力)

第5条 市民と市は、それぞれの活動において連携協力し、より良い地域社会を形成します。

第2編 市政の主体

第1章 市民

(市民の責務)

第6条 市民は、主権者としての権利を相互に尊重しなければなりません。

2 市民は、市民の信託に基づき定められた条例と規則など(以下「条例など」といいます。)を遵守しなければなりません。

3 市民は、市政の適切な運営のための費用を負担しなければなりません。

(原則と制度の維持と拡充)

第7条 市民は、市政の原則と制度を継続的な努力により、維持し、かつ、拡充しなければなりません。

第2章 代表機関

第1節 議会

(議会の設置)

第8条 市民の信託に基づき、市民の代表機関として、議会を設置します。

(議会の役割と責務)

第9条 議会は、立法などの市の重要な政策決定などを行います。

2 議会の議員は、この条例の理念や原則と制度を遵守し、市民の信託に対する自らの責任を誠実に果たさなければなりません。

3 議会と議会の議員は、言論の府としての議会の本質に基づき、議員間の自由な討議を重んじなければなりません。

4 議会の議員は、市民の信託を受けた市民の代表であることを認識し、議会は、市民参加の拡充に努めなければなりません。

5 議会は、政策提言と政策立案の強化を図るため、調査活動と立法活動の拡充に努めなければなりません。

6 議会と議会の議員の責務などの基本的な原則は、別に条例で定めます。

第2節 長と行政機構

(市長の設置)

第10条 市民の信託に基づき、市の代表機関として、市長を設置します。

(市長の役割と責務)

第11条 市長は、市を統轄し、市を代表します。

2 市長は、この条例の理念や原則と制度を遵守し、市民の信託に対する自らの責任を誠実に果たさなければなりません。

(行政委員会の役割と責務)

第12条 行政委員会(市長を除く執行機関をいいます。以下同じです。)は、その権限に基づき、事務を執行します。

2 行政委員会は、この条例の理念や原則と制度を遵守し、自らの判断と責任において、その職務を誠実に管理し、執行しなければなりません。

(組織機構)

第13条 市の組織は、総合的、簡素、効率的であると同時に、地域社会の変化に応じ、機動的に編成されなければなりません。

(職員の責務)

第14条 市の職員は、この条例の理念や原則と制度を遵守し、市政に対する市民の信託に応えるため、誠実かつ公正に職務を執行しなければなりません。

(公益通報)

第15条 市の職員は、公正な市政を妨げ、市に対する市民の信頼を損なう行為が行われていることを

知ったときは、その事実を放置し、隠してはなりません。

- 2 正当な公益通報を行った職員は、その公益通報をしたことを理由に不当に不利益を受けないよう保障されなければなりません。
- 3 公益通報に関して必要な事項は、別に条例で定めます。

第3編 市政の原則と制度

第1章 市政情報の共有

(総合的な情報公開の推進)

第16条 市民は、市政の主権者として、市政について知る権利があります。

- 2 市は、市の保有する情報が市民の共有財産であることを認識するとともに、市政に関する正確で分かりやすい情報を市民が迅速かつ容易に得られるよう、情報の公表、提供と開示の総合的な推進に努めなければなりません。

(情報公開制度)

第17条 市は、情報公開制度を設けなければなりません。

- 2 市の保有するすべての情報は、情報公開制度の対象となります。
- 3 何人も、市に対して、情報の開示を請求できます。
- 4 市は、その保有するすべての情報を適正に管理しなければなりません。
- 5 市は、審議会などの会議を、原則として公開しなければなりません。
- 6 市は、情報提供施策の拡充に努めなければなりません。
- 7 情報公開制度に関して必要な事項は、別に条例で定めます。

第2章 市民の市政参加

(市民参加の権利)

第18条 市民は、市政の主権者として、市政に参加する権利があります。

- 2 市民は、市政に参加しないことを理由として、不利益を受けることはありません。

(市民参加の推進)

第19条 市は、多くの市民の参加機会を保障するため、審議会の委員の公募、意見の公募などの多様な参加手法を用意しなければなりません。

- 2 市は、市民からの意見に対して、誠実に応答しなければなりません。
- 3 市は、次に掲げるときは、市民の参加を図らなければなりません。
 - (1) 総合計画などの重要な計画を策定し、見直すとき。
 - (2) 重要な条例、規則などや要綱(政策、事業の基準を定めた文書をいいます。以下同じです。)を制定し、改正し、廃止するとき。
 - (3) 事業を選択するとき。
 - (4) 事業を実施するとき。
 - (5) 政策評価を実施するとき。
- 4 市民参加の推進に関して必要な事項は、別に条例で定めます。

第3章 総合計画

(総合計画)

第20条 市は、総合的かつ計画的に市政を運営するため、総合計画を策定しなければなりません。

- 2 総合計画は、目指すべき将来像を定める基本構想、これを実現するための事業を定める基本計画と事業の進め方を明らかにする実行計画により構成されます。
- 3 総合計画は、市の政策を定める最上位の計画であり、市が行う政策は、緊急を要するもののほかは、これに基づかなければなりません。
- 4 総合計画は、市民の参加を経て案が作成され、基本構想と基本計画について議会の議決を経て、策定されます。
- 5 総合計画は、計画期間を定めて策定され、市長の任期ごとに見直されます。
- 6 市は、基本計画に基づく事業の進行を管理し、その状況を公表しなければなりません。
- 7 市は、各政策分野における基本となる計画を策定する場合は、総合計画との関係を明らかにし、策定後は、総合計画との調整のもとで進行を管理しなければなりません。

第4章 市政の諸原則

(制度の活用と改善)

第21条 市は、市政の原則と制度を継続的に改善し続けなければなりません。

2 市は、この条例で定める制度をできる限り相互に関係付け、相乗的な効果を上げるよう努めなければなりません。

3 市は、この条例で定める制度が誰にも共有されるため、簡素で分かりやすくするよう努めなければなりません。

(説明責任)

第22条 市は、公正で開かれた市政の推進のため、意思決定の内容と過程を明らかにし、市民に説明する責任を負います。

(政策評価)

第23条 市は、政策の合理的な選択と質の向上のため、政策の立案、決定、実施と評価という過程を確立し、政策評価を実施しなければなりません。

(行政改革)

第24条 市は、市政運営について、在り方を見直し、質を向上させるため、行政改革大綱を策定し、行政改革を進めなければなりません。

2 行政改革大綱は、市民の参加を経て総合計画との調整のもとで策定されます。

3 行政改革大綱は、市長の任期ごとに実施期間を定めて策定されます。

4 市は、行政改革大綱の実施に当たっては、実施計画を策定し、その進行を管理しなければなりません。

(財務原則)

第25条 市は、総合計画に基づいて予算を編成し、計画的で健全な財政運営を図らなければなりません。

2 市は、毎年度、計画期間を定めた財政計画を策定しなければなりません。

3 市は、財政計画、予算編成、予算執行と決算認定の状況を、毎年度、市民に分かりやすく公表しなければなりません。

4 市は、政策目的の実現のため、効果的で合理的な予算執行に努めなければなりません。

5 健全な財政に関し必要な事項は、別に条例で定めます。

(出資団体など)

第26条 市は、市が出資し、職員を派遣し、公の施設の管理を委ねている団体などの団体(以下「出資団体など」といいます。)に関し、市との関係と出資団体などの経営状況などに関して資料を作成し、毎年度、公表しなければなりません。

2 市は、出資団体などへの支出などの市と出資団体などとの財務上の関係を明らかにし、その内容を公表しなければなりません。

3 市は、出資団体などの経営と市との関係について評価を行い、その結果を公表しなければなりません。

(法務原則)

第27条 市は、条例などと要綱を整備し、法令との関係を明らかにするとともに、この条例を最高規範とする法体系を構築しなければなりません。

2 市は、条例、規則などや要綱を整備するときは、その内容を明確にし、できる限り分かりやすくしなければなりません。

3 市は、各政策分野における基本となる条例を制定するときは、第1項に規定する法体系の中に位置付けなければなりません。

4 市は、政策目的の実現のため、次に掲げる法務を充実しなければなりません。

(1) 条例などの自治立法を積極的に行うこと。

(2) 要綱を必要に応じて整備し、公開すること。

(3) 法令を市の責任において解釈し、積極的に運用すること。

(4) 提訴、応訴など訴訟に的確に対応すること。

(5) 国に法令の制定、改正、廃止を提言すること。

(6) 法令や条例などと要綱に関する情報と技術の提供により、市民の活動に法務の側面から支援を行うこと。

5 市は、市の条例などと要綱を体系的にまとめ、公開しなければなりません。

(法令遵守)

第28条 市は、市政の適正な運営のため、法令遵守に取り組まなければなりません。

第5章 公正と信頼の確保

(行政手続)

第29条 市は、市民の権利利益の保護を図るため、処分、行政指導と届出に関する手続（以下「行政手続」といいます。）に関し、公正の確保と透明性の向上を図らなければなりません。

2 行政手続に関して必要な事項は、別に条例で定めます。

(是正請求制度)

第30条 市は、市の行為などに対して是正を求める請求を公正かつ中立的な立場で解決し、簡易迅速に市民の権利利益の保護を図るとともに、市政の適正な運営に資するため、是正請求制度を設けなければなりません。

2 市は、次の職務を行う審査機関を設置しなければなりません。

(1) 是正請求がなされた案件に関して調査し、必要に応じ、是正、改善に関する措置についてに対して判断を述べること。

(2) 是正請求の原因となった制度の改善について、必要に応じ、意見を表明すること。

3 審査機関は、市の事務事業に関し、自ら調査し、制度の改善を求める意見を表明することができます。

4 是正請求制度に関して必要な事項は、別に条例で定めます。

(個人情報の保護)

第31条 市は、市民の権利利益の保護を図るため、個人情報の保護に努めなければなりません。

2 市民は、自らに関する個人情報の開示、訂正、削除、利用停止を請求する権利があります。

3 個人情報の保護に関して必要な事項は、別に条例で定めます。

第6章 市民投票

(市民投票)

第32条 市は、市政の重要事項について、市民の意思を直接に確認し、市政に反映させるため、市民による投票（以下「市民投票」といいます。）を実施することができます。

2 市民投票に関して必要な事項は、別に条例で定めます。

(尊重義務)

第33条 議会の議員と市長は、自らに対する市民の直接の信託に対する責任に基づき、市民投票の結果を尊重しなければなりません。

第7章 政府としての多治見市

(政府としての多治見市)

第34条 市は、市民に最も身近な政府として、市民の信託に基づくより良い地域社会の形成に、国と県に優先して取り組まなければなりません。

2 市は、市政を自らの判断と責任において決定し、運営しなければなりません。

3 市は、国と他の自治体に対し、対等な立場で、政策、制度などの改善に向けて、主張し、連携協力しなければなりません。

(自治行財政権の確立)

第35条 市は、市の事務事業と財政について市民の理解を深めるよう努めるとともに、市の財政の健全化のため、財務の充実を図るよう努めなければなりません。

2 市は、事務事業の範囲と性質や効率性と経済性を考慮して、国や他の自治体との役割分担の明確化を図るよう努めなければなりません。

3 市は、国や他の自治体との役割分担に応じ、財源の確保を図るよう努めなければなりません。

(多文化共生社会の実現)

第36条 市は、多様な主体との連携協力により、多様な文化と価値観を互いに理解し、尊重する地域社会の形成を図るよう努めなければなりません。

2 市は、地域社会における課題が国際的な課題とかかわっていることを認識し、国際的な連携協力を促進するよう努めなければなりません。

(平和への寄与)

第37条 何人も、平和のうちに暮らす権利があります。

- 2 市民と市は、正義と秩序を基調とする平和を希求し、平和に寄与するよう努めなければなりません。
- 3 市は、市民の生命と身体や財産や生活の平穩を守るよう努め、国際的な人道上の条約に基づき行動しなければなりません。

第8章 危機管理

(災害などへの対処)

第38条 市は、災害などの不測の事態(以下「災害など」といいます。)から市民の生命と身体や財産や生活の平穩を守るよう努めなければなりません。

- 2 市は、災害などに備え、緊急時の対応と復旧に関する計画を策定するとともに、これを担う体制を整備し、情報の収集、訓練などを行わなければなりません。

(国と他の自治体への働きかけ)

第39条 市は、災害などへの対応に当たり必要な場合は、国、他の自治体に対し、支援を迅速に求めなければなりません。

- 2 市は、被災した自治体に対し、必要な支援を迅速に行うよう努めるものとします。
- 3 市は、災害などに備え、国や他の自治体との連携を図るよう努めなければなりません。

(市民の役割)

第40条 市民は、災害などの発生時において、自らを守る努力をするとともに、その役割の大きさを認識し、相互に協力して災害などに対応しなければなりません。

第4編 最高規範と改正

第1章 最高規範

(最高規範性)

第41条 この条例は、市の最高規範であり、市は、この条例に従い、市政を運営し、他の条例などを制定し、改正し、廃止し、解釈し、運用しなければなりません。

- 2 この条例に反することは、その効力を有しません。
- 3 市は、法令を解釈し、運用する場合も、この条例に照らして判断しなければなりません。

第2章 改正

(この条例の改正)

第42条 市は、この条例について地域社会の変化により改正の必要が生じた場合は、速やかに改正しなければなりません。

附 則

この条例は、平成19年1月1日から施行します。

附 則(平成19年12月17日条例第47号)

この条例は、平成20年1月1日から施行します。

附 則(平成19年12月17日条例第57号)

この条例は、平成20年1月1日から施行します。

附 則(平成21年12月15日条例第39号)

この条例は、平成22年4月1日から施行します。